

平成 30 年 第 2 回

定 例 会

議 会 会 議 録

小 国 町 議 会

第 1 日

# 平成30年第2回小国町議会定例会会議録

( 第 1 日 )

1. 招集年月日 平成30年 6月 8日(金)  
1. 招集の場所 小国町隣保館  
1. 開 会 平成30年 6月 8日 午前10時02分  
1. 閉 会 平成30年 6月 8日 午後 2時23分

## 1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 不応招議員

なし

## 1. 出席議員

2番 大 塚 英 博 君	
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

## 1. 欠席議員

1番 穴 井 帝 史 君

## 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君      書記 穴 井 桂 子 君

## 1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 清 高 泰 広 君
政 策 課 長 佐々木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 小 林 徳 子 君	

会議録署名議員の氏名

議長は今期定例会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

4番 高 村 祝 次 君

8番 松 崎 俊 一 君

1. 会期の決定

今期定例会の会期を 6月 8日から 6月12日までの5日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時02分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 30. 6. 8)

議長（渡邊誠次君） それでは、皆さま、おはようございます。

本日6月8日、平成30年第2回小国町議会定例会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日、1番、穴井帝史議員より入院のため欠席届けが出ておりますので、御報告を申し上げます。

それでは、開会に先駆けまして、北里町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） おはようございます。平成30年第2回6月の小国町議会定例会を開催させていただきましたところ、議員の皆さま方には大変お忙しい中にお集まりをいただきありがとうございます。

さて、今回の議会でございますが、お手元にありますとおり、承認の専決処分事項の承認関係が2本、条例改正3本、一般会計及び特別会計の補正予算、それから人事案件といたしましては人権擁護委員の推薦につき意見を求める部分、そして報告事項が3本ございます。11日には一般質問も予定をされております。どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊誠次君） ありがとうございます。

ただいま出席議員は11人です。定足数に達していますので、平成30年第2回小国町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時02分)

議長（渡邊誠次君） 本日の議事日程については、お手元に配付してありますとおりでございます。

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

4番 高村祝次君

8番 松崎俊一君

をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期については、去る6月1日に議会運営委員会が開かれ、会議規則第77条の委員会報告書のとおり、本日6月8日から6月12日までの5日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月12日までの5日間と決定いたしました。

本会議は、本日と11日に開くこととし、もし会期を待たずに議了したときは、そのときに閉会いたしたいと思います。

議長（渡邊誠次君） 日程第3、「承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） おはようございます。議案集1ページをお願いいたします。朗読させていただきます。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成30年6月8日提出

小国町長 北里 耕亮

次のページをお願いします。

専決第1号 専決処分書

小国町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

小国町長 北里 耕亮

お配りしております議案集の1ページ右肩専1と記載してありますが、改正条例本文となります。説明資料は税務課資料（1）の税条例改正の概要でございます。また、税務課資料（2）が新旧対照表となっております。それでは、税務課資料（1）で説明をさせていただきます。

税条例の概要でございます。

地方税法の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分につきまして小国町税条例の一部について改正を行ったものでございます。

主な改正内容でございます。固定資産税、土地の負担調整措置の延長。平成30年度の評価替えに伴いまして、土地に係る負担についての調整措置を、平成30年度から平成32年度までの間においても現行のしくみを継続する改正でございます。

次に、法人町民税です。納期限延長の適用があった場合の、延滞金に係る計算期間の規定。また外国子会社合算税制等の見直しで、二重課税調整の規定。この2つの規定が追加されております。

その他法改正にあわせて所要の規定の整備、文言及び番号等の整理を行っております。

次のページ2ページが、今回の条例改正の番号ごとに改正内容等を記載した表となっております。

す。

以上で説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより承認第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、専決第1号、小国町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第4、「承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） 議案集3ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成30年6月8日提出

小国町長 北里 耕亮

次のページをお願いします。

専決第2号 専決処分書

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

小国町長 北里 耕亮

お配りしております議案条例集の4ページ右肩に専2と記載されてありますが、改正条例本文となります。説明資料は税務課資料（3）の条例改正の概要でございます。また税務課資料

(4) が新旧対照表となっております。

それでは、税務課資料(3)のほうで説明させていただきます。

国民健康保険税条例改正の概要で、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、小国町国民健康保険税条例の一部についても改正が必要になり、所要の改正を行ったものでございます。

改正の概要でございます。第2条で課税限度額の見直しでございます。基礎課税額の限度額が54万円が58万円に改正されております。

次に、第23条で軽減判定の所得の見直しでございます。5割軽減基準額につきまして、被保険者に乗ずる金額を27万円から27万5千円に、また2割軽減基準額につきまして、49万円から50万円ということに改正をしております。

次に、第24条の2で、特例対象被保険者等に係る申告、手続きの規定でございます。マイナンバーによる情報連携により把握できるのであれば、雇用保険受給資格者証の提示が不要になるということの改正でございます。

以上で説明を終わります。

議長(渡邊誠次君) これより承認第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番(児玉智博君) 前回の全員協議会のときにお尋ねしましたら、この課税限度額が影響するのが40世帯あって、そのうち改正後の58万円の限度額になる世帯が25世帯という説明でありました。そこでですね、もっと詳しくお尋ねしたいのが、この40世帯と25世帯の所得階層別の内訳をお示しいただけますか。

税務課長(橋本修一君) 前回のですね、全員協議会のときにお話ししました25世帯というのは29年度の世帯でございます。40世帯というのは30年度の所得で試算した区分の世帯でございます。所得はですね、その人それぞれで所得の被保険者数とか他のいろんな要素がありますので、一概に所得層といいますかですね、金額的には被保険者数が多ければその均等割の数字が多くなりますので、あとは残りの資産割と所得割、これによって税額が決まります。その結果が例えばここでいうと今回58万円と、あとは後期の支援分と介護の部分がありますので、合計すると限度額が93万円でございます。それを超える世帯の所得というのは、所得割が10.数%でございますので、均等割を抜けた部分が900万円以上ぐらいになると所得割が90万円ぐらいになりますので、均等割と所得割分を足した部分が、今回の基礎課税額と介護とを全部足したやつがオーバーすればその基準額にするというものでございますので、所得階層といいますかね、所得階層というのはそれを超えた人は全部そこに抑えることになりますので、階層はいろいろ多ければ多い人が多いと思います。

5番（児玉智博君） 何も、今言われたように、平成30年度は40世帯あるということで、何もそんな4万世帯も4千世帯もあるわけじゃないので、その40世帯の所得ですね、世帯所得が大体幾らから幾らぐらいの人たちがいるというのは、それは既に賦課する段階でわかると思うんですけども、それがわからないということはないと思うんですが。

税務課長（橋本修一君） もちろん資産なんかはですね、それぞれシステムといいますか、それぞれに計算しますので、超えた人の所得額とかそういうのはもちろん調べればわかりますけれど、この場ですね、例えば幾ら幾らということはですね、もちろん今手元にはありませんし、さっき言ったように所得割率が10%でございますので、それで引き直すとですね、所得が900万円以上ぐらいとか、ただ資産割が多い方は資産割の部分も含まれますので、それが800万円以上、その人の世帯の状況とかで所得が決まりますので、一概に幾ら幾らというのはですね、例えば25名分が幾ら幾らというのはもちろん今ここでは把握はしておりませんが、今言ったように所得割が十数%ございますから、それを引き直すとですね、単純にいくと900万円以上、もしくは資産割と均等割人数が多ければですね、それが700万円とか600万円とか、そういうふうにはもちろん変わります。

5番（児玉智博君） だからこれは重要なことだから伺ってるんですよね。ですからこの40世帯のというのが、本当に所得が800万円とか900万円とか、そういう現金での所得がある世帯であれば、確かに後期支援分と介護納付金分も合わせた93万円になっても、さほどつらくないと思うんですけども、世帯の人員が多かったりとか、そういう事情により限度額に係る人たち、今言われたような600万円以下とか、もっと500万円とかですね、そういう人たちにしてみれば、これは本当に大変な負担増になると思うわけですよね。ですから、実際の町内の実態がどういう状況にあるのかというのは非常に大事なことです。だからもう詳しく1円単位までおっしゃる必要はないので、大体100万円刻みぐらいで一番低い所得の人で幾らぐらいで、そういう今回の限度額に係ってくるのかというところを教えてくださいたいのですが。

税務課長（橋本修一君） 限度額を超えた人の中で一番低い所得ということでございますが、今ここには、すみませんが数字的には把握した資料は手持ちではありませんけれど、多分、多分と言ったら申し訳ないのですが、先ほど言ったように所得割が10%あたりぐらいでございますので、収入じゃなくて所得が700万円の世帯は70万円というふうに大体国民健康保険ではなりますので、均等割がですね、その数が一人なら4万幾らとかになりますけれど、家族が多ければですね、五、六人多ければ、そこが二、三十万円となりますので、その以外で計算した結果が課税限度額を超した場合、その額までということでございますので、質問にあったように、所得が幾らというのは今手持ちに資料がありませんので、はっきりはわかりませんが、推測するにはですね、700万円とかそのあたりの所得の方以上が課税限度額の対象になるのではないかと考えております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 私は専決第2号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場から討論を行います。

本条例改正は上位法の改正に伴うものであります。それで確かに改正内容の中には軽減判定所得の見直しなど被保険者にとって良い面での改正分もあるわけでありますが、しかし課税限度額の見直しという点において賛成しかねます。一口に課税限度額を見直すといっても本当に十分な所得があつて最高限度額が引き上げられるという面もありますが、しかし、質疑で明らかになったように700万円はつきりとはしない情報ではありますが、700万円程度の所得であったにしても、世帯人員が多いなど、そういう理由で課税限度額が引き上げられてしまうという面もはらんでおります。所得700万円といいましても、それが一人世帯であれば大変生活も楽でありましょうが、しかし世帯人員が増えていけば、日々の生活費は膨らむという側面があります。そういう中でこの課税限度額を引き上げてしまうことになれば、そういう本来救済されなければならないような世帯が負担を強いられるということになってしまいますので、私は本専決処分に反対をするものであります。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、専決第2号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第5、「議案第27号 小国町税条例等の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） それでは、議案集5ページをお願いいたします。

議案第27号 小国町税条例等の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日提出

小国町長 北里 耕亮

お配りしております、条例集の5ページ右肩に27と記載されておりますのが、条例改正本文となります。

説明資料は税務課資料(5)の条例改正の概要、また税務課資料(6)が新旧対照表となっております。それでは税務課資料(5)で説明させていただきます。

地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、小国町税条例の一部について改正を行うものでございます。

主な改正内容でございます。個人町民税、非課税措置の範囲に係る規定の改正が行われております。地方税法の改正により、障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の所得要件及び均等割・所得割の非課税限度額の改正が行われました。障害者等の非課税措置の所得要件の合計所得金額を125万円から135万円に、また均等割非課税限度額を現行の基準額に10万円を加算、所得割非課税限度額を基準額に10万円を加算することになっております。これは四角囲みの中でございますが、所得税法等の改正で個人所得課税の見直しがされており、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げて、また基礎控除を同額10万円引き上げるといった改正を行っております。これに伴う調整の措置でございます。

次に、所得控除・調整控除に係る規定の改正です。合計所得金額が2千500万円を超える納税義務者につきましては、基礎控除等を適用しないという所得要件が創設されております。

次に、法人町民税。大法人に対して、資本金1億円超の法人でございます。電子申告の義務化が規定されております。

次に、固定資産税です。地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る規定の改正でございます。償却資産に係る固定資産税の特例措置が追加されております。生産性向上特別措置法の規定に基づき、生産性向上に資する設備投資で、認定を受けました中小企業者が導入する一定の機械装置等について特例措置の創設で課税標準に乗じる特例措置率を3年間「零」とするものでございます。

また、わがまち特例の規定の法附則第15条の改正に伴う整理で、現行の適用施設の、取得期間、また施設の細分化、また特例割合の改正に伴う整備、適用条文の項及び号ずれによる条文の整理を行っております。

次のページをお願いいたします。

たばこ税につきまして、たばこ税の税率の改正が行われております。平成30年10月1日から3段階で引上げ、国と地方合わせて1本当たり1円ずつということで合計3円引き上げることになっております。この表の実施時期、平成30年、平成31年は飛んで32年、33年に実施されることになっております。真ん中の地方のたばこ税、これが町の税の関係するところではご

ございますが、千本当たり5千262円が最終的には6千552円となります。

次に加熱式たばこの課税方式の改正でございます。加熱式たばこは電子たばこのこととございます。加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法につきまして、「重量」と「価格に」より換算する方式に改正ということになっております。現行では、重量のみで1グラム1本という換算方式でございますが、重量と価格によって改正することになります。課税方式の改正は平成30年10月1日から実施しまして、5年間かけて移行することになっております。

次に、旧3級の紙巻たばこに係る税率の経過措置の改正です。平成31年4月1日に予定されている特例税率の廃止を、平成31年10月1日実施に延期されております。

このほか法改正にあわせて文章、文言等の整備を行っております。

次のページが、今回の条例改正の条例番号ごとに改正内容等を記載しております。

以上で説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより議案第27号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

5番（児玉智博君） 本改正内容を見てみますと、非課税限度額の引上げであったりとか、あるいは高額所得者に応分の負担を求めようという、その応能負担原則を前進させる側面がありますので、さして反対するようないところもないのですが、1点だけ確認しておきたいと思います。たばこ税ですね、これが最終的にどれくらいの増収を見込んでいるのか教えてください。

税務課長（橋本修一君） 最終的には、今現在が約5千万円ほどの金額でございますが、6千200万円超、1千200万円ほど増になると思います。

5番（児玉智博君） 現状の売れ行きが続けばということだと思いますので、たばこが高くなればですね、この際やめてしまうという人も出てまいりますので、これよりも少なくなる可能性はあるのかもしれませんが、しかし最終的には1千200万円ほどの増収が見込まれるということがあります。

そこでですね、全員協議会のおきにも質問しましたけれども、上位法が変わって税収が増えるものに対して、その増収分を小国町はどういうふうにするよということを、やはり明らかにしていくということも非常に大事なことではないかと思えます。前は、禁煙外来の補助というふう提案しましたら、町長はその考えはないということでしたので。

では、今飲食店での分煙とかですね、そういうことが非常に関心が持たれております。これは国際的な社会の流れからしても、それはやはり対応をしなければ、なかなか飲食店業界も生き残るのが困難になっていくのかなというような気がしております。

そこでですね、分煙に取り組むような、それに伴う改装であったりとか、あるいは機器類を導入する町内の業者に対して、この増収分から補助を行うことを考えていっても、小国町は観光地で、それこそ世界中から人がやってくるわけですから、そういう取り組みを町がやることで小国

町全体ですね、観光地として、やはりいろいろなところから来る人たちから評価される町づくりができていくんじゃないかなと思うわけですが、そうした考えはございませんか。

町長（北里耕亮君） はい、2つお答えをしたいと思います。

たばこ税の増税分について、目的税ではありませんので、直接増税分を何々に使うという明確な結びつきはなかなか財政の幅を持たせるといいでしょうか、意識的には全員協議会のときに少し述べましたように、例えばたばこが健康に直接に害すると言ってるわけではありませんが、往々にメディアでもそういうふうにも言われております。そういう部分で予防医療であったりですね、そういう部分にも福祉的な意味合いや医療的な意味合い、健診を充実させたりと幅広く意識的にはそういうのを頭に思い浮かべながら、予算の配分というのは考えていってもいいかなという部分があります。ここで言及するのは、直接的な結びつきで増税分幾ら上がったからその分を何々にという部分は今のところは考えておりませんが、背景としては、そういう部分が財源が増えれば、その辺の部分は弾力性をもたせられるかなという部分があります。

2つ目の答えといたしまして、分煙の例えば改築であったりという部分は、一つの御意見としては捉えていきたいというふうには思いますが、これについても新しい条例改正を、そういう部分を補助金なるものをつくるのであれば、新しい仕組みをつくらなければなりませんので、この増税があるからそれをつくるとかいうのではなくて、今から幅広い、先ほどのいう予防医療とかそういう部分の一環として意見の一つとしてはですね、伺っておきたいと思いますが、この場でそれはいい考えですからすぐやりますとかっていう部分ではちょっと言えないかなとは思いますが、繰り返しになりますが意見の一つとしては把握させていただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第27号、小国町税条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第6、「議案第28号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） 議案集5ページをお願いいたします。下の段でございます。

議案第28号 小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

お配りしております、条例集の14ページ右肩28と記載されてありますが、改正条例本文となります。

説明資料は、税務課資料（7）の条例改正の概要と、税務課資料（8）が新旧対照表となっております。

それでは、税務課資料（7）で説明をさせていただきます。

国民健康保険税の税率等につきまして、県から示された標準保険税率を踏まえて、小国町国保運営協議会に諮問し、審議をいただきまして答申を受けたことにより改正を提案するものでございます。

税率の改正内容でございます。変更が基礎賦課分、医療分ですが、均等割が2万500円が2万300円、平等割が2万3千円を2万1千800円。また後期支援分、均等割4千500円を7千500円、平等割5千円を8千円、所得割を1.5%を2.5%。また介護納付分、均等割1万4千円を1万5千700円に、また所得割1.8%を1.9%に改正をお願いするものでございます。

この改正の税率で試算しますと、保険税調整額は現行の税率より2千万円ほどの増となっております。

福祉課長（生田敬二君） おはようございます。福祉課のほうからですが、本議案の提案の趣旨、経緯につきまして説明させていただきます。

これまでも説明をいたしましたように、今回の保険税率の改正案に関しましては、本年度から運営主体が熊本県のほうに移管をされております。その新しい制度や動向等も踏まえまして、あわせてこれまでの医療費の推移、財政運営の現状、また昨年の所得の状況等を勘案したところで、県から示されました標準税率をベースにして試算を行っております。それを基に内部で慎重な検討を重ねてまいってきたところでございます。

本町におきましては、この数年間を見ましても医療費が増高傾向で推移をしている状況です。これまでは財政調整基金の取り崩しであるとか、平成25年度からは一般会計からの繰入金等で

保険税の増、保険税また率の増を見合わせている現状、状況でございました。そういう経緯の中で現状におきましては、基金残高も少なくなりまして、今後継続した形での一般会計からの繰入れも大変厳しいというような状況でございます。そういったことで今回税率の改正案につきまして、国保運営審議会のほうに諮問し、承認の旨の答申をいただきまして本議案の提案に至ったところでございます。被保険者また住民の皆さまには大変御負担をおかけすることとなりますけれども、何とぞ御理解をいただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第28号について質疑に入ります。

10番（時松昭弘君） はい、10番です。この前から勉強会そして全員協議会で、国保の改正の問題についていろいろ説明を受けました。その中で、先般来国保審議会が開催されたということでございますが、審議員の中から、一般会計からでも繰入れをしたらどうかというような意見が出たというような説明がありました。このこともですね、一般会計から繰入金をするということも先ほどから福祉課長から説明がありましたように27年以降ですね、財調資金、あるいは一般会計から繰入金をしておりますけれども、そういった今回の熊本県の中でも、私も少し調査をさせていただきましたが、27の町村が一般会計を繰入れというような、この前説明もありました。その中でやはり今回の運営主体が県のほうに移行するというのを前々からわかっていたわけですね。昨年の議会の中でも、私も一般質問をさせていただきまして、その取り組みについて町がしっかり準備をしておかないと非常に大変なことになるんじゃないかというような前課長の時代でありましたが、その中で応益負担、応能負担、あるいは均等割とか所得割、平等割、資産割の話で4方式にするのか3方式にするのかという話もありましたが、県の運営主体としては、将来的には3方式にしていくと。しかし今回の場合は4方式という形になっているわけですが、このことはですね、そういった審議会のそもそもの意見をですね、具体的にどのような形で取り入れて、今回の中に議案として提示をしたのかなというようなことも一つ疑問に感じるところであります。

したがって、低所得者といえますか、特にこの前の説明の中でも若い世帯、特に均等割の部分で人数が多ければ多いほど負担がかかってくるというような状況の中にありますので、そこあたりもしっかり考慮した形で一般財源を全く入れないということじゃなくて、一般財源も含めた形で、今後検討するというような形に町長の考えがどうかなというふうに思いますが、町長の考え方をお聞かせをさせていただきたいと思っております。

町長（北里耕亮君） まず最初にトップとしての判断の経緯に至った部分を少し述べさせていただきます。その後個別の分野についてはですね、福祉課長から答弁をいたさせます。

冒頭の質問の中で、小国町国民健康保険運営協議会の会議結果について答申という正式なペーパーで上がっております。その中で、意見の中で御意見がありましたように、ちょっと読み上げ

ます。国民健康保険には低所得の方も多く加入している、年金も下がってきている中で介護保険、国民健康保険と今後も保険税の負担が増え続けるようであれば、高齢化が進む中での一人当たりの負担は非常に厳しいものになると思うので、町としてもしっかりと議論をしていただきたい。一般会計からの繰入れは被用者保険の方との平等という面で難しいところはあるが、少しでも負担の軽減となるよう一般会計からの繰入れができるのであれば検討していただきたい。今回の税額の改正が住民の皆さまにとって非常に厳しいものだということを認識して、執行部はさらなる議論を行っていただきたいという部分の答申を受けまして、さらに内部でも協議をいたしました。その前に国保運営協議会が開催されるまでに、議会の皆さま方とも勉強会を2回、全員協議会の中でも少し説明をさせていただきました。町民に対しての国保会計の状況などはおぐに広報の中で数回触れさせていただきました。そういう中では、全体的な財政状況を鑑みの中で、一般会計からの繰入れという部分が、昨年、一昨年しましたけれども大変財政状況は厳しい中ではあります。そういった中で、要望の、先ほどの質問にも答えましたが、予防の医療の部分ということで健診等を様々行っておったり、高齢者の集まり等の中で健康が大事ですという話も私もさせていただいている状況でございます。対象者は高齢者の方だけではなくありませんけれども、そういう中で国民健康保険の会計の中では、やはり国民健康保険で対応していくというのが適切であると私は思っておりますし、以前からの議会の皆さん方から負担感という部分につきまして御意見いただく部分について、もちろん私としても負担感というのは認識はしておりますが、その負担感のこの基準という部分は、それはそれぞれの皆さん方が思われる感ですから、それぞれあると思います。それはいくら町長が認識しておってもというお言葉もいただくわけでございますが、そういう中でもぎりぎりの状態でこの会計を、ほかの財政、一般会計から繰入れをせずになかなか財政状況厳しい中ではありますが、その国民健康保険の中でやりくりをさせていただいてですね、かつこれからは重症化にならないように予防に努めたり、健康維持の啓発に努めたりと。以前議会からの御意見もありましたジェネリックの推奨についても、実際自治体病院の中では推奨して一定の効果が表れております。そういった部分で、今回は率の改定をさせていただいて、今後すぐまたという部分にならないように、また執行部行政といたしましてですね、町民の皆さまの健康の維持についてはしっかりと啓発をしていきたいというふうに思っております。

そういう経緯の中で答申はいただいておりますが、内部で協議をさせていただいている私の最終判断といたしましては、保険料率は改定すると、一般会計からの繰入れはいたさないという部分の判断に至りましたことを、ぜひ議会の皆さま方も御理解をいただきたいというふうに思っております。よろしく願い申し上げます。何か補足があれば。

10番（時松昭弘君） はい、10番です。町長から説明をいただきましたが、まず協議会の意見がそういうのが出たということの中を、それは協議会の意見として受け止めて、町長の政策判断で一応今回は一般会計からの繰入れはしないということであろうというふうには思います。ただ、

振り返ってみますとですね、運営主体が今年の4月から県のほうに移行するというようなことは以前からわかっていたわけですが、その中で基金が約600万円ほどしかないというような状況は、過去にいろんな決算等の資料でも月例の決算高の報告の中でも出ております。そういった中において新年度の当初予算を編成するときに、やはり今年度が国保の保険料が上がるということが一応見えていたわけですが、その中でいろんな一般会計の予算が組まれておりましたが、もちろんそれを執行しているわけですが、中身を振り返ってみますと、本当に予算の中身をもっと少し精査する必要があるというような部分もたくさんあります。その中におきまして、一般会計をなささいということじゃないわけです。保険料は保険料として上げて、その今の状況であれば仕方ないというふうに思いますけれども、しかし国保会計の運営だけで上げてくるというような考え方じゃなくて、やはり全体的に町民のですね、いうなれば地方自治の基本から考えてみますと、3原則の中にありますように、暮らしを守るというようなことが1項中にあります。そういった中で年金受給者、低所得者もちろん減免条例等も確かにあります。そういった適用がありますけれども、減免条例にしても、これはあくまでも申請なんですね。皆さん被保険者がそういったことを理解していて、減免を申請するという形になるのか、あるいは広報あるいはいろいろな形でお知らせをしていくことだと思いますけれども、そういったこと辺り減免をすれば減免の分だけがまたそれだけのいろいろな形で繰入金をするとかで、繰入金あたりももう少しすれば、今回の場合でも10月からたばこ税が500万円今度は上がるわけですね。ですからそういった部分あたりも、その予算を使いなさいじゃなくて、全体的に歳入が入ってくれば、歳出の部分でですね、そういった抑制をしていくということも必要じゃないかと。そのことをですね、執行部に申し上げたいというふうに思います。

そういった中でもう一度ですね、この国保のことにつきましても慎重審議していただいて、今回の議決をとるということになろうかと思えますけれども、それはそれで議決をとられたあとでもですね、一般会計から繰入金をするというような町長の思いがあつていいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長（北里耕亮君） 減免の話が少し出ましたけれども、2割、5割、7割軽減の部分についても、既に町財政のほうから適用しているという部分はございます。それでも足りない部分を昨年、一昨年、一般会計からということでございますが。財政というのは御意見のように歳入があり歳出があるという部分でございますが、当然この税率改定を考えるにあたって最初から一般会計を繰り入れることで税率が落ちるという部分で、税率改定をさせていただいても医療費が年度の終わりに急激に上がれば、それは税率がその部分でまかなえないから、補正予算を組み会計から繰り入れるという結果になる可能性もあるわけですね。税率改定を考えるにあたっての最初から一般会計繰入れを目指して、ありきではないというスタンスでありますので、国保会計が赤字になれば県からの借入れをしたりいろいろという適用もあるかというふうにも思いますが、その

辺が昨年とは枠、制度が違いますので県から借入れをするというところで年度末に一般会計から繰入れの補正をすると単純にはならないかと思いますが、先ができるだけそういうふうに、医療費が終盤になってぐっと上がらないように、健康維持のための啓発はしていきたいとは思いますが、税率改定を上げるにあたって、その基礎に一般会計繰入れをありきではないというスタンスで、私はちょっと最終判断をさせていただいているわけでございます。

いろいろ私の部分も経緯の中で、数年来にわたってですね、正確には8年だったですかね、10年ですかね。それについては勉強会のときにも全協のときにも少し言葉として述べさせていただいたんですが、今まで上げなかったのもやっぱり理由があります。できるだけぎりぎりの状態まで町民の方に御負担をいただかないようにという思いの中からやりくりをしました。議会の御判断で、4年前は議決をいただけなかった部分も確かに理由の一つ、3年前ですか失礼しました。という部分もあったかと思えますけれども、常に執行部といたしましては上げなくていいものであれば上げないという、何も好んでする部分ではないということだけは御理解いただきたいと思えますが、どうしてもやりくりの中でやはり税率改定をしなければいけないという部分ではあります。しかも基金が何千万円もあってそして改定するというのであればお叱りもということでもあります。600万円という部分もありまして、それをできるだけ積んでいこうという通年の努力もしましたが、医療費は伸びていくばかりで基金からは下ろさざるを得ないと、そしてということでもありますので、なかなかやりくりが下手じゃないかという部分のお叱りはあるかもしれませんが、なかなか今回どうしても御理解をいただかないと今後の小国町の国民健康保険そのものの部分もなかなか厳しいのではないかなというふうにも思っております。引き続き繰り返になりますが、健康維持のために予防医療や予防福祉そういった部分をさせていただきながら、町民が健康であればですね、健全な国保会計という部分にもなっていくかなとも思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと。

ちょっと余計な話もさせていただきましたが、御意見の中にありましたそのほかの財政の当初予算で、委員会御審議いただきましたが、その部分で執行部といたしましても、議員の皆さま方からの意見を真摯に受け止めながら削減すべきところは削減というような部分も努力もしております。ただ議会の皆さまというわけではないですが、町民の皆さまからの要望で追加予算というか追加で力を入れなければいけない、そういう分野もあることも御理解をいただきたいと。ですのさじ加減がなかなか難しいわけではございますが、今後はしっかり努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

10番（時松昭弘君） 財政の運営というのは非常に厳しいものがあるし、なかなか難しいものもあると思います。しかしながら、その中をもう少し工夫をしていけば、もっとももっともちろん執行部は当初予算を組む段階からですね、そういったことにある程度切るべきところは切ってい

く、そしてまた、それからまた町民から要望があることは補正を組んでくると、そういうやり方のほうが、大体本当は住民サービスの中においても必要ではないかなというふうに考えます。

しかしながら、今回の場合でもですね、27市町村が一般会計から繰入金をしております。その中でも基金がですね、小国町は600万円ですけれども、2千万円もある、あるいはそれ以上あるところもあります。それでもいわゆる保険者に対する負担率を軽減をするというような大きな大儀があると思います。そういう中では保険料を最小限に値上げをするということです。ですから、今回小国町の場合でも審議会の中でそういう意見が出たかどうかわかりませんが、保険料を値上げをすることについても、今の状況からすれば、それはやぶさかではないと思います。ただその中で、やっぱり保険料を値上げをしながらですね、そこに一般会計からの繰入金も一緒に同時に行うと。それを極端に何千万円とかいうことじゃなくてもですね、言うなれば繰入金をした分が国保の基金のほうに基金として残ると思います。今回の場合でもいわゆる町村の中でも、私が申し上げたようなやり方をしている町村もあります。ですから最初からもう被保険者なら被保険者だけで負担をしてもらうという、それは確かに国保の本来の共済があり協会健保があり、国保がありますね、いろんな保険制度があります。その中でいわゆる基本は今おっしゃるように国保は国保の中から運用していくのが一番基本と。しかしながら社会全体で将来的にこの国保というのが、国自体の破綻になるような気がしてならないのですが、財政面についてですね。これはここでそのことを議論するよりも、これは国のレベルで話をしていくべきだろうというふうに思います。しかし今現在町健康保険の状況からしますならば、町長に、そういった繰入金を、少しでも町長の思いの中でも、繰入金をするというような思いがないか、再度お尋ねをしたいと思います。

町長（北里耕亮君） はい、この部分については繰り返しになりますけれども、町民の方に対してもおぐに広報などでこういう状況でありますという部分もありました。実は3年前の議会の皆さま方から御判断をいただき、賛成いただけなかったときにも、町民の方に対しての説明不足ではないかとか、議会の方に対しての判断をされる部分の説明不足ではないかとか、御意見を大変いただきました。そういった部分を踏まえて数回勉強会をさせていただき、状況など御説明させていただきました。

結論から申し上げますと、原案のとおり提案をさせていただきたいというふうにも思っておりますが、小国町の町民の皆さま方、健康が一番というのは誰しもお話をされます。決して小国町が検診とかの補助金が少ないとかそういう部分でもありませんけれども、医療費が上がらないような、重症化とそういう部分にならないような、それは誰しも望んで重症化になるわけじゃありませんので、みんな健康がいいという部分がありますので、そういった部分をこれからですね、しっかり力を入れてやっていきたいというふうに思います。国民健康保険の会計の中では、そういう部分で今回はさせていただき、御意見がありました一般会計から繰り入れる町村もあるとい

う部分は認識はしておりますけれども、小国町のようにしない町村もあるわけでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

結論は原案のとおり提案をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

（午前11時01分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（渡邊誠次君） 議案28号について、引き続き、ほかに質疑はございませんか。

5番（児玉智博君） まず、今回の税率改定による負担増がどれだけになるのか、一人当たりの増税額が幾らで、全体の総額が幾らになるのかお答えください。

税務課長（橋本修一君） 一人当たりが7千900円でございます。全体は2千万円ほど上がります。

5番（児玉智博君） 国民健康保険が他の医療保険と比べて保健税負担が高いというのは明らかなことです。共済組合の場合、先ほど2日ぶりに訂正があったとおり300万円の場合20万1千64円と国保の半額以下であります。小国町長の給与総額は年間1千168万1千600円ですから、所得でいうと800万円から900万円になると思いましたが、これが国保だと限度額いっぱい93万円ということになります。ここです、所得800万円から900万円というところ、おそらくここでいうと93万円というわけですから、半分以下の負担ですよ、町長が。

それで、もう一つ確認ですが、民間企業の会社員の実態を把握しておきたいと思っております。中小企業の会社員が加入する協会健保の場合の被保険者自己負担額がどれほどか、把握していればお答えください。

福祉課長（生田敬二君） 協会健保、通称というところの社会保険の保険料ということになるかと思っております。今回所得額300万円というところでの、所得にどれぐらかということを試算してみました。所得額300万円というところ、給与控除等を考えると480万円ぐらいの500万円弱の給与収入ということになるかと思っております。それで試算をしましたところ、保険料額全体額では57万5千円ほどでございますけれども、これは事業主との折半という形になりますので、本人負担額は27万8千円程度ということで、先ほどの共済費の話が出ましたけれど、300万円の収入ということですので、ほぼ社会保険と共済と同程度額ぐらいかなというふうに思っております。

5番（児玉智博君） それです、いただいた資料によりますと、所得割対象額が300万円の40代夫婦そして子ども二人のモデル世帯の場合は、負担が年間、現在が47万440円、これ

を税率を改定すると51万9千400円ということになるわけです。つまり被用者保険や共済組合と比べて、既に倍近くの負担を現にしているし、さらにそれが増えていくということになるわけです。

それですね、被保険者の実態について確認をしておきたいと思います。現在の国保世帯の所得階層別の世帯数と階層ごとの滞納世帯数、及び資格証、短期証の発行数はどうなっていますか。  
税務課長（橋本修一君） 所得の階層別世帯でございまして、100万円までが944世帯、67%ぐらいですね。100万円から200万円が252世帯、200万円から300万円が84世帯ですね。300万円から500万円ぐらいが71世帯になります。500万円から800万円あたりが22世帯、それ以上が28世帯ほどあります。

5番（児玉智博君） その滞納世帯数と、その中で資格証、短期証が発行されてる世帯数は。

税務課長（橋本修一君） 国保税の滞納世帯数は、百数十世帯だったと思います。すみません、今数字的には手元に資料がありませんので、申し訳ないですけど。

5番（児玉智博君） 討論までにですね、討論が終わってからでも議決前であるならいいんですけど、だからその所得階層ごとの滞納世帯数、大体どれぐらいの所得があるところが滞納が多いのかということがわかりたいので。それを出してもらいたいのと、同じく資格証、短期証が発行されるように長期にわたる滞納がある世帯が、大体どこの所得階層にいるのかというのを明らかにしていただきたいと思います。

それで、今言われたことでわかったのが67%、ほとんど半分以上が所得100万円以下の世帯だということです。それで、やはりそういう高額所得がなくても低所得世帯でも税率を変えてしまえば、負担が増えるわけですよ。そして所得階層がどこら辺かというのはおっしゃらなかったけれども、百数十世帯はもう既に滞納が発生している。これはですね、明らかに国保税が被保険者の負担能力に照らして、高すぎる実態を如実に示しているのではないかと思います。どれほどの保険税負担になっているかという所得250万円の4人家族、40歳以上の夫婦に子ども二人で資産割がない場合、これで年間41万5000円です。例えば熊本市で同様の世帯の生活扶助基準額は224万円です。これに毎月住宅扶助3万円が支給されれば260万円が最低生活費ということになります。だから熊本市の生活保護基準を下回るような、4人家族で所得250万円という世帯が、これは7割、5割、2割の法廷減額の対象にもなれずに年間41万円の負担が求められているというのが今の実態なんです。しかもです、執行部が示したモデルケース、所得300万円の40歳以上の夫婦と子ども二人の4人家族で資産割1万6千円の世帯は今でも47万4400円負担しています。熊本市の生活保護水準を十分上回る所得があっても、国保税を払うことでそれを下回るという実態もあるわけです。

町長、今の国保税は高すぎる、高いんじゃない高すぎる。いつも言われるような負担感というような言葉で片付けられない、生活に重くのしかかるほど高すぎるという認識はございますか。

今の滞納の高止まり、あるいは保険証の取り上げ差し押さえ、この根源にはやはり国保税が高すぎるという問題があるのではないのでしょうか。お答えください。

町長（北里耕亮君） はい、先ほどの議員の御質問にも少し述べた部分もありますが、負担感というのは感でありまして、それぞれの受け取り方が違うと思いますが、負担感という言葉を使い始めたのは5番議員が、町長は国民健康保険税の負担感をどう思うかというところが最初言われたんでないかなというふうに思います。私は、それは否定せずに町民の納税の部分でありますので、納めていただくという部分については、それは負担をしていただく感はあると思いますというふうに認めさせていただきました。

そういう中でも、先ほどから財政の部分、ちょっと質問とは違う部分も短く答えますが、やりくりの中です、今回は税率改定という部分であります。滞納のお話もされておりますが、それぞれ所得の状況、いろいろな状況の中で、税率が高いからというだけにとどまらず、いろいろなお支払いいただいてない状況について、様々な要因があるのではないかなというふうに思っております。そこは税務課には賦課と徴収という部分もありまして、その税務課の部分の対、町民の方には丁寧に説明をして御理解をいただいて、ひいては生活相談とかそういった部分にも広がっていった状況でもございます。

なかなかこのあたりのところについては、意見の相違の部分もありますので、意見が違うという部分で片付けられはしないんですけども、私の、町長どう思うかという部分については、そういう部分で税率の高いか安いかなというのはですね、他町村やそのやりくりの中で算出されている率でございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうにも思っております。

議長（渡邊誠次君） 5番議員に申し上げます。議案第28号につきましては、小国町議会会議規則第55条に、質疑は同一議員につき、同一の議題については3回を超えることができないとあります。先日の全員協議会でも協議をしまして、議会運営上の観点、それから質疑答弁の内容からできるだけ簡潔にですね、質問をしていただきたいというふうに思います。

5番（児玉智博君） そういうならですね、質問にちゃんと答えさせてくださいよ、町長。答えてないじゃないですか。それでですね、いくら長く答えられたっていいから聞かれたことに答えてください。

だから私が聞いているのは負担感では片付けられないような、そういう状況があるというふうに認識していますかというふうに聞いたわけですよ。それで、滞納の実態にもいろいろあると。それはいろいろあるかもしれないけれど、そういう国保税が高すぎるから、だから払えない払いたくても、そういう実態がないというふうに言うんですか。それともそういう実態もあると、いろんな滞納理由の中の一つに。それをはっきりと答えていただきたい。負担感という言葉を使い始めたのは私だと言いますが、認識というのは発展しますから、やはりそういう負担感では片付けられないような実態が今小国町にはあるというふうに私は思うわけですが、町長はそれ

を否定するのか、それともそれは認めるのか、はっきりしていただきたいと思います。

それですね、それはあとで答えていただければいいんですが、町は被保険者の実態をしっかりとわかった上でこの提案を行っているのかということをお尋ねしたい。3年前も聞きましたが、生活保護基準をぎりぎり上回っている低所得世帯が国保税を支払うことによって生活保護基準以下に落ち込むという実態が全国にあります。

例えば高知市の当局が示した数字ですけれども、夫が30歳、給与収入200万円、妻が28歳、給与収入60万円、子どもが10歳、この3人家族で収入認定額は205万2千720円、国保料は2割減額で21万2千690円。これは国保料を差し引かれると184万30円になります。この家族が生活保護を受けた場合の基準費は199万190円です。介護保険には保険料を賦課されて生活保護基準以下になった場合に、保険料を免除するという境界層措置というのがございますが、国保にはそういう仕組みがないために起こりうることなんですが、小国町でこうした実態調査は今回は行いましたか。一体どれだけの世帯が国保税課税により生活保護基準以下の暮らしを余儀なくされているのでしょうか。

福祉課長（生田敬二君） お尋ねの最低生活費、生活保護認定の基準になる部分でございます。一応、前回お示ししましたモデルケースごとに、最低生活費のほうは出させていただいております。その数字は個別に世代とかで変わってきますけれども、保険税額は負担感というか、その感じ方は高いものになる方もいるし、そうでない方もいるかもしれませんが、最低基準の生活費は圧迫するものではないのかなというところではおります。

町長（北里耕亮君） はい、執行部といたしましては、今回の税率改定を慎重に受け止めて提案をさせていただく部分ではありますし、先ほどの御質問の負担感という事柄では済まされないという部分、それは認めます。町民の方に大変御迷惑をおかけするし、そういう部分で、それを認識しつつ原案のとおり提案をさせていただいている状況であります。それは、繰り返しになりますが、財政状況のいろいろな総合的にというのは省きますけれども、そういった部分から認識をしております。

それから滞納の部分についても、決して税率の状況が様々理由はあると申しましたが、その中の理由の一つに国保税が高いといいますか、そういった部分もあるというのは認識をしております。ただそれについても、生活をしていく上で国保税だけではなくて、ほかの税も含めてでございますが、生活相談とか、そういった部分に真摯に対応させていただきながら、町民の方に御理解をいただいているという部分で行っております。

ただ、そういった部分は理解しつつも今回提案をさせていただきたいというように思っておりますので、お願いをしたいというふうに思っています。

議長（渡邊誠次君） 5番議員に申し上げます。次の質問で6回目になりますので、先ほど私が申しました同様の理由から、次の質問で簡潔にまとめていただきたいと思います。

5番（児玉智博君） 福祉課長ね、だから聞いたことに答えてないんです。実態調査は行ったのかと。モデルケースというのは、一応それに近い世帯構成であったりとか、所得とか、その資産を持っているとかで、あくまでモデルになるけど、それは架空の世帯なんですよ。そういう世帯は小国町のどこにもいない。私が聞いたのは保険税を払うことで生活保護基準以下の暮らしになってしまう、そういう世帯があるか調査したんですかと。調査したのなら何世帯いるんですかという意味で聞いたんですよ。全く答えていない。恐らく調査もしてないんだと思います。

現に年金生活者への影響について、65歳以上の単身世帯の場合ですね、年金額150万円以下は7割軽減となり、月100円強の増にとどまると町は言いました。しかし65歳以上について、小国町は今年度介護保険料を引き上げています。第1段階で9千600円です。老齢基礎年金だけで暮らす人は、たとえ満額77万9千300円受給していたとしても、今でも介護保険料と国保税合わせて6万2千140円もの負担をしているわけです。3等級の2の小国町の生活保護基準額は6万1千640円ですから、既に生活保護以下の暮らしなのに、立て続けに負担増を強いるなどされる側からすれば、これはまさに血も涙もないものでしかありません。先ほど町長はそういう人には相談に来てくださいと言いましたよ。しかし相談にのってもですね、それを救済する手立てがないなら、ただ話を聞いただけで終わるじゃないですか。大体こういう年金暮らしの人で生活保護基準以下の暮らしをしている人たち、何で生活保護を受けられないかという理由の中には、それは持ち家だったりとか車がないと小国じゃ生活できないから車があったりとか、そういう理由で生活保護の認定を受けることができない人たちがたくさんいるんですよ。やはりそれを考えるなら、さっき同僚議員の質問に一般会計繰入れはしませんと断言されましたけれど、それもしないのであれば何か特別な救済策を、申請減免の理由というのは、大体病気とか火事とかそういうので、所得が急激に減った場合にしか申請できないわけですよ。大体こういうお年寄りの人たちはずっと年金は低いままなんですよ。だから申請減免も受けることができない。こういう人たちへの救済策もなしに、ただただ税率を上げると御迷惑をおかけしますと、それで納得するわけはありませんよ。何か考えているんですか、それを答えてもらったらこれで終わります。

町長（北里耕亮君） 繰り返しの答弁になりますけれども、国保会計の中は国保会計でやりくりをしなければいけないという部分の中から、この10年間上げておりません。小国町だけが、その状況が他町村と比べて特別違う状況であるというわけでもございません。介護保険も制度上改定というのは、全国的な部分でございます。ただ、そういった中で国のせいにするとか、そういうことはできませんので、やりくりの中で最大限町民の方に健康になっていただきたいという部分から予防医療やそういった部分には努めながらも、国民健康保険の中でやりくりをさせていただきたいという部分でございます。一般会計からの繰入れもしない町村もありますし、そういった部分で、もうこの基金も枯渇しつつありますので、財源的な観点からぜひ御理解をいただきたい

というふうにも思っております。意見の相違がございますので、議員の皆さま方全員ですね、そういう状況をわかっていただいて、あとは御判断をいただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

11番（松本明雄君） 11番、松本です。今二人の方から厳しい意見も出ておりますが、これは制度として大変難しいところであると思います。今年度は上げるような判断をされましたが、今医療費が小国町としては相当伸びております。そこでですね、今町長が言われたとおり予防の観点からとかいろいろ話されましたけれど、そこをやっぴりもうちょっと力を入れてやっていかなければ、医療費のほうが上がればやっぴりどうしても上げなければなりませんので、その辺のお考えと、今後、国保・介護保険上げるようになっておりますが、今後この町としてどの程度、下げることはできないと思いますけれども、上がる推移をですね、執行部としてどのようにお考えなのか。もう一つはですね、財政基金のところ、うちは600万円しかありません。昔は5千万円ほどありましたけど、そのときの話としていろんな疾病のインフルエンザとかスペイン風邪みたいな急激な死亡率のあるワクチンが必要なときに、専決で出せばいいとは思いますが、今後その財政の基金のところも少しずつ貯めることはできないと思いますが、一般会計からでも入れて、そこ辺を充実させて急な疾病に対応していただきたいと思いますが、お考えのほどお願いいたします。

町長（北里耕亮君） 質問の内容は、大きく2つあるかなというふうにも思っております。予防医療についても、小国町が他町村に比べて特段少ないとかしてないとか、そういう部分ではなくて、従来から議会の皆さま方からも一般質問などで大変いい御意見・御指摘をいただいております。まだ足りないのは特定健診を受けていただく方、若いうちから健康に注意していただいて、糖尿病や循環器系の病気、血管が詰まるとかそういった部分がないようにですね、しっかり適度な食事とそういった健康的な運動という部分は啓発をしつつあります。ただまだ足りませんので、そういった部分も十分しながら、様々ながん検診やほかの部分もうございますし、引き続きのジェネリックの推進や、あとは対話による集落に対して健康のお話を頻繁にさせていただき、病院に通うことが決していけないというわけではありませんけれども、通う前に御自分で健康チェックとか日頃の生活習慣病などにも注意していただくような、そういう啓発を対話の中からまたしていきたいというふうにも思っております。この部分については、小国には自治体病院、公立病院もありますので、先生方とも相談をしながら各協議会にも参加していただいておりますので、その協議会の中でも見守りネットワークとかそういう部分を目指していつてののですが、そういった部分で小国郷の町民の健康の維持というのは、また引き続き話題にしたいというふうに思っています。

2つ目の部分で、急激な疾病、インフルエンザがはやったとかそういった部分に対応というのは、当然理想としては基金を5千万円というお話もありましたが、私が町長になってからは4千

万円は8千万円まで基金の積み増しをさせていただきましたが、それも残念なことに財政状況の中から減ってしまいました。理想としては基金を積むことがよろしいんですが、その積むにはさらにまた税率の改定とか、そういう部分の方法か、あとは一般会計を繰り入れながら、その中でやりくりで余らせるという方法しかありませんけれども、今の600万円の部分は解決をしていかなければいけないんですが、あまりまた多く貯めると、ではそれがいいのかという部分もあります。財政のやりくりというのが非常に難しいんですけども、そういった部分に、そのインフルエンザの急激な流行とか重病人が十数人いたときの対応とか、そういった部分については執行部としてはですね、そういったケースを念頭に置きながら対応して、考えなければいけないというふうにも思っております。以上です。

議長（渡邊誠次君） ほかに質疑はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

5番（児玉智博君） まだ答弁が残っています。税務課の答弁が。滞納世帯の所得階層が。

税務課長（橋本修一君） 所得ごとの滞納者数ということですかね。

資料がですね、135人ほどが滞納世帯としておりますので、基本的に、先ほど言いましたように所得100万円とか所得ごとの滞納数を今出しておりませんがですね、大体300万円以下とかですね、そういうほうになると思います。

福祉課長（生田敬二君） 先ほど資格証明書の発行の件もお話に出ました。資格証明書については、本町のほうでは1件も出しておりません。短期のほうはですね、確かに出しております。1カ月であったり、二、三カ月、半年とか、そういう形で期間はばらばらなんですけれども、短期証の発行はしております。数のほうがですね、種類ごとにここではちょっと把握はしてございません。

議長（渡邊誠次君） それでは、質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君） 討論の前に調べればわかることでしょうかから、ちゃんと、まだ審議が終わっていないですよ。

議長（渡邊誠次君） 執行部、数字すぐ出ますか。それでは11時55分まで休憩いたします。

（午前11時41分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時55分）

福祉課長（生田敬二君） すみません、初めに先ほど松本議員からの質疑の中で、法定外繰入れについてのことがございました。町長のほうが答弁をいたしましたけれども、ちょっと少し誤解が

あるとあれなので、私のほうから少し補足の説明をさせていただきます。

インフルエンザ等で医療費が急激に上がった場合ということでございましたけれども、一応今年度から県のほうが事業主体ということで、県への納付額というのが先に決まっております。今年度は3億円近くですが、その中で来年度については、直近の3カ月分の医療費であるとか所得の状況とかを勘案して決められるということでございます。ですので、その分は来年度にはかかってまいります。そういう形で来年度の税であるとか、繰入れであるとかそういったことを県と協議をする場合に必要になってくるということでございますので、その点については補足をさせていただきます。

議長（渡邊誠次君）　ここで、橋本税務課長の答弁ですけれども、数字が出ておりません。ですので、1時まで休憩をいたしますが、その間に議会運営委員会、今の質疑と答弁について議会運営委員会を開きたいと思っておりますので、議会運営委員の皆さんは集まっていたきたいと思います。

それでは、1時まで休憩をいたします。

（午前11時57分）

議長（渡邊誠次君）　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君）　議案第28号について、執行部の答弁からお願いをいたします。

税務課長（橋本修一君）　先ほど御質問の滞納者の所得階層ということでございます。先ほどお話ししましたように、135世帯の内訳ですが、100万円以下が89世帯、100万円から200万円までが35世帯、200万円から300万円までが10世帯、300万円から400万円までの世帯が1世帯あります。以上です。

福祉課長（生田敬二君）　短期の保険証の発行件数ということでございました。3種類期間ごとにあります。1カ月の短期証33世帯53人、3カ月の保険証18世帯30人、6カ月の短期証7世帯11人、以上となっております。

5番（児玉智博君）　その所得階層別ということで質問したと思うんですけど。

福祉課長（生田敬二君）　所得階層につきましては、それぞれの事案ごとで、その方の滞納状況とかそういったところですので、所得階層ごとには、この世帯は把握はしてございません。

議長（渡邊誠次君）　それでは、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

5番（児玉智博君）　私は議案第28号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に満身の怒りを込めて反対討論を行います。

小国町は平成25年以来、国民健康保険特別会計に毎年1千万円から3千万円の法定外繰入れを行っており、このことは被保険者の保険税負担軽減につながっておりました。しかし、今年度

の算定では、突如この繰入れをやめ、そのつけを被保険者へ増税として被せてしまおうとしているものであります。増加する給付費も被保険者数の減少、高齢化も被保険者の自己責任として被保険者に押し付けるというものにはほかなりません。5月29日の国民健康保険運営協議会では、被保険者代表委員と保険医療機関代表委員からも今後も高齢化が進み医療費の増加が続く中、それを保険税だけでカバーし続けるのには無理がある旨の発言が相次ぎました。一般会計繰入れを残して、少しでも税率の抑制をとる要望も出されていましたが、実際答申書にもその旨が記載されていることを町長自身が認めているところであります。

本議案はこうした社会情勢に裏付けられた切実な委員の声を微塵もかえりみない、まさに運営協議会軽視の改悪であると断じざるをえません。本議案は北里町長及び執行部が町民の暮らしの表面だけしか見ていない、根幹部分を見ようともしていないことが表れたものであると言えるのではないのでしょうか。

日本共産党小国支部が行った町民アンケートには、子育てする人からは子どもをもう一人と思うが、そのためには生活水準をかなり犠牲にしなければならない、マイホームは夢のまた夢。大学には行かせてやりたいという声が寄せられましたし、年金生活者からは老人をいじめないで。公務員は給料が保障されて、やめても私以上の年金がいただける。でもあれだけの人員がいるのですか。私は年金が少なくなりとても生活できません。あるいは全国的な傾向だろうが、役に立たない老人が疎ましく思われているのではないかとさびしい気分になるなど、本当に怒りに満ちた意見が寄せられました。

改定案では、世帯所得300万円で子ども二人を育てる40代以上の夫婦であれば月4万8千円、生活保護基準以下の独居老人にさえ月100円以上の負担増を強いることになっています。苦しい暮らしを送る人たちをさらに追い込むことになるのは、火を見るよりも明らかではありませんか。町の衰退にますます拍車をかけることになろうことは、少し考えればわかるはずです。地域経済にとっても百害あって一利なしです。既に4月の介護保険料引き上げで65歳以上の町民には、4千700万円の負担増が押し付けられています。本条例改正が成立すれば、これとあわせて6千700万円もの負担増となってしまいます。見方を変えれば、それだけの額が地域経済から奪われるということです。熊本県統計協会の平成27年度市町村民経済計算によりますと、小国町内の第1次産業における町内総生産額は14億3千300万円ということですので、このうちの実に4.6%が奪われることになってしまいます。これ以上の悪政はありません。暮らしも地域経済も破壊する国保税増税です。撤回することを強く求め討論といたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第28号、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第7、「議案第29号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

税務課長（橋本修一君） 議案集6ページをお願いいたします。

議案第29号 災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日提出

小国町長 北里耕亮

お配りしております、条例集の15ページ右肩に29と記載されておりますのが、改正条例本文となります。説明資料は税務課資料（9）の条例の概要でございます。資料（10）に新旧対照表を付けております。

資料（9）のほうで説明させていただきます。

災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の概要ということで、「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」の一部改正の通知が、平成30年4月1日付けであったことにより、改正をお願いするものでございます。

改正内容は、条例第2条中、「障害者」と「扶養親族」の定義を規定している「地方税法第23条第1項及び法第292条第1項」の、項内の改正で号番号のずれに伴う整備でございます。

以上で説明を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより議案第29号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第29号、災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邊誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邊誠次君) 日程第8、「議案第30号 平成30年度小国町一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(小田宣義君) それでは、議案集をお開き願いたいと思います。7ページをお願いいたします。

議案第30号 平成30年度小国町一般会計補正予算(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小国町一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、別冊の補正予算書のほうをお開き願いたいと思います。

1ページでございます。

平成30年度小国町一般会計補正予算(第1号)

平成30年度小国町の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千801万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8千1万9千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、第1表といたしまして、2ページから4ページに歳入歳出それぞれの款項の区分及び金額を記載しております。

5ページから6ページです。歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。それでは歳出のほうから順次説明させていただきます。

8ページをお開きください。8ページから13ページまでに出てきます給与、職員手当、共済費につきましては、先の3月議会で条例改正をさせていただきました人件費の分の補正になります。各項目で、補正予算書では給与、職員手当、共済費の金額が一様にプラス計上になっておりませんが、これは人事異動による職員の配置が変わったことが要因となっております。

それでは、歳出の大きな額の補正について説明させていただきます。

8ページです。下段のほうから9ページの上段にかけまして、15環境モデル都市推進費の中で、9旅費、11需用費、12役務費、13委託料、14使用料及び賃借料で合計326万5千円を計上させていただいております。内訳では省エネ住宅普及啓発業務委託料288万7千円が主な経費になります。この事業に伴う財源は、全額が環境省の間接補助事業である地方公共団体と連携したCO2排出削減促進事業補助金で賄う予定としております。

委託内容といたしましては、小国中学校と連携して中学生を対象とした省エネ住宅に関するワークショップ等を開催、さらに省エネ住宅体験会を開催し、そこで感じた学んだことを一般住民を含めた町内外の住民向けの事業や省エネ住宅フォーラム等で発表し、幅広い層への省エネ住宅に関する普及啓発を実施するという委託事業になります。

次に10ページの上段をお願いいたします。2障害者福祉費の中で、13委託料を550万円計上させていただいております。これは、地域療育総合推進事業委託ということで、在宅の重傷心身障害児等に身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育機能の充実を目的に阿蘇地域の市町村で訪問療育、外来療育に取り組む共同委託事業になります。この事業で平成30年度、31年度は小国町が監事町村となるため補正ということで計上させていただいております。財源といたしましては、県補助金が2分の1、275万円、残りの2分の1を構成する市町村での負担となります。小国町の負担額としては26万8千円ということになっております。

次に11ページをお願いします。5農林水産業費、1農業費、1農業委員会費の中の賃金と役務費162万円を2の林業費に組み替えるものです。人事異動に伴い臨時職員の賃金等の支払先を変えさせていただくものです。

次に12ページをお願いいたします。6商工費の3観光費の中で、19の負担金補助及び交付金106万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、ASO観光復興加速化委員会負担金が86万円とアソモビリティツーリズム実行委員会負担金が20万円を計上させていただきました。ASO観光復興加速化委員会負担金につきましては、5月16日に阿蘇地域の7市町村の行政、熊本県、阿蘇広域観光連盟、阿蘇地域振興デザインセンターでASO観光復興加速化委員会を設立いたしております。今後は阿蘇地域全体の観光復興を加速化していくことを目的で各種事業に取り組むこととなっております。この加速化委員会の事業費の総額は1千579万6千円で、このうち小国町の負担金が86万円となります。なおこの小国町負担金の2分の1は、災害復興費県補助金で充当する予定です。

もう一つのアソモビリティツーリズム実行委員会負担金につきましては、4月13日に地元の企業、阿蘇地域の7町村の行政、熊本経済同友会の中の熊本の価値創造委員会、バイクメーカー等でアソモビリティツーリズム実行委員会を設立しております。

主な目的としましては、バイクやサイクリングといった阿蘇地域の自然景観を楽しみ、阿蘇地内の移動を楽しむといったことを新たな観光スタイルとして定着させるなど、経済波及効果を生み出す仕組みをつくることとしております。この実行委員会の全体事業費は961万3千円で、うち821万3千円を熊本県や企業からの協賛金で充当し、残りの140万円を7市町村による均等割で充当する予定です。

その観光費の一つ下の段をお願いいたします。4地域エネルギー費の1報酬、9旅費、13委託料、14使用料及び賃借料で合計1千97万2千円を計上させていただいております。内訳では、FS調査委託料1千万円が主な経費になります。この事業に伴う財源は、全額国庫支出金でまかなう予定です。委託内容といたしましては、西里地区の地熱井から供給される熱水、蒸気等を熱導管、熱交換施設を用いて需要地域、西里、北里、宮原地域等に供給し、公共施設、事業所、農業施設及び家庭等の熱利用に供する事業についての採算も含めた実現可能性及び事業体制の具体的な調査検討を行う委託事業になっております。以上が歳出です。

最後に歳入の説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。

今回の補正に対します財源の内訳になります。先ほどから説明をさせていただきましたが、各補助金の内容の説明がここに掲載されております。なお、今回の補正額の補助金以外の歳入不足分につきましては、前年度繰越金を充当する予定にしております。

以上で、簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。  
議長（渡邊誠次君） これより議案第30号について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

8番（松崎俊一君） 8番です。ページの8ページですね、企画費の小国国際交流会補助金、これについて内容を教えてください。

政策課長（佐々木忠生君） 小国国際交流会補助金について概要等御説明させていただきます。

これにつきましては、250万円のふるさと寄附金がありまして、寄附者の方よりですね、国際交流会のほうの活動に役立ててほしいというような意向がございました。今回当初より10万円計上させていただいて、今回40万円計上させていただき、合わせて50万円の補助金を小国国際交流会に補助として流したいと思っております。

交流会の活動内容といたしましては、本年度も7月に予定されております台湾の中国文化大学生のホームステイ、それから職場体験、それから4名の方が2カ月間小国のほうでワーキングホリデーということで、仕事をしながら滞在するというようなことを計画されております。そのワーキングホリデーの折にですね、その4名の方が講師となって中国語講座を町民の方向けにやっ

ていくというような事業計画がなされておりますので、その部分に役立てていただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。12ページの目の地域エネルギー費の中で、FS調査委託料ということで、内容的には国庫支出金でまかなうと。今おっしゃった内容的には、その蒸気を使ってというところの話だと思うんですが、一体西里のどの地区で、どういう会社が、どのような方法でやっているのか、今現に数業者の方々が西里地区に入りこんでいるのか。西里地区だけじゃなくて大字上田にも来ておりますが、まずは、これは町が単独で、民とはかけ離れたところでやるのか、あるいは企業と一緒にやってやるんだったらその企業はどこなのか、そこをですね、しっかりと答えていただきたい。

政策課長（佐々木忠生君） はい、先ほど総務課長より大体の概略の事業というふうな御説明があったかと思えますけれども、これにつきましては平成27年度に策定した分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープランをもとに、西里地区の地熱性、既存の発電所もありますけれども、今後発電が計画されている発電所から熱及び蒸気を西里地区も含めて北里それから宮原に持ってきて、町民全体という言い方は悪いんですけれども、町民の方にも地熱の恩恵というか、そこを理解していただきたいというような事業でございます。実際、この辺につきましては、今回の委託料を組みまして、どういう組織体でやっていくのかという部分につきましては、今回の委託料の中で町直営でいくのか、それとも地熱発電事業者とか含めて企業と手を組んでいくのか、それとも既にありますネイチャーエナジー小国ですか、そこを主体として取り組んでいくのかというような事業体についても、本年度検討させていただきたいなというふうに思っております。

6番（時松唯一君） 6番、時松です。おっしゃっていることは環境モデル都市から始まったと思うんですが、それから数年経っております。それから委託をする場合には、あくまでも町がある程度主体的にこうするんだということをやはり持っていないと、委託先からこうしたらどうだという意見を聞いて決めるようではですね、数社が入ってきます。そうすることで今のような現状を見てみますと、やはり町がしっかりした考えを持ってそこから始まらないと、委託先からこうだったからこういうことやったらどうだと、それを検討してじゃあやりましょうでは、また数年かかって同じような話が出てくるかと思えます。そして現状は皆さん御存じでしょうけれども、非常にある地区では困惑しているというような状況が続いておりますので、ここら辺はしっかりと町の考え、町がまずこうするんだと、だからこういうふうに委託をしたいと委託する旨の趣旨をしっかりと持ってやらないと、数社入って住民が困惑するというような状況になるかと思えますので、しっかりと町で趣旨をこういう状況でこのようにやるんだということをまとめ上げてして委託をするというふうにお願いをしたいと思えます。

以上です。

町長（北里耕亮君） はい、御意見はよくわかりますし、少しちょっと誤解という部分ではないですけれども、この趣旨がF S調査というのは調べる事柄でございます。6番議員がおっしゃる部分同意見であります、町がやっぱりあれだけの資源、特に熱水ですけれども、蒸気及び熱水が豊富に出ている状況の中で、もしくは貯留層があってそれをやっぱり地下資源としてある中で、それを野菜づくりとか場合によっては、今既にもう昭和の頭のほうから暖房施設に使ったり、料理に使ったりというのは岳の湯、はげの湯地域では生活に使っておりますけれども、あとは林業の切り口からは木材の乾燥施設にも使っておりますが、ほかにどんな使い道があるのかとか、どのあたりまで引っ張っていけるのかとか、町があつた資源を有効に今後も活用していきたいという調べる部分からこの事業に取り組むわけでございます。ですので、今進出してきている民間の事業から頼まれてこれをするわけではなくて、この委託事業の委託先は、その民間事業者ではなくて全く違う調査会社ですね、コンサルティング会社ですが、そういうところを幾つか選定して入札によって公平にですね、そしてプロポーザルになるのか入札になるのかはわかりませんが、その公平な部分から委託をします。そして資源をどのようにうまく町として、どのような利用ができるかというのを調べるためのものがございます。ですので、繰り返しますが企業体から頼まれてこの補助金をするとかではなくて、町がしっかりやっていきたいというふうに思います。その部分は6番議員と一緒にございますので、またこういった部分で調査した後については当然議会にも報告させていただきたいと思っておりますので、お願いをしたいというふうに思います。

6番（時松唯一君） 6番です。誤解がないように申し上げておきますけれども、私が申し上げたのは委託する場合も調査する場合も、町がまず主体となってやっていただきたいということと、現状をよく踏まえて取り組んでいただきたい。現に温泉ハウスとか温泉を使ってハウスをやりますよということがなし崩しになって、地熱のほうに傾いているというようなことも聞き及んでおります。そういうところ付近もふまえて、やはり足を地にしっかりつけて、町がまず主体となって調査にしる、実行するにしる、委託する業者にしろ、やはり主旨主体的なところを町が持っていたきたいと再度申し上げます。

町長（北里耕亮君） はい、同じ意見でございます、町がしっかり主体性を持ってやらさせていただきますというふうに思います。御意見ありがとうございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第30号、平成30年度小国町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第9、「議案第31号 平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

福祉課長（生田敬二君） 議案集の7ページ、下段でございます。

議案第31号 平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

介護保険特別会計の予算書1ページを御覧ください。

平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度小国町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ11億4千182万4千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。下段の歳出のほうから御説明をいたします。款3 地域支援事業費の項2 一般介護予防事業費の報償費につきまして、4万5千円の予算計上をお願いするものでございます。これは一般介護予防事業となりますが、そちらの指導講師となりますリハビリ職の方への報償費ということになります。

次に、項の3 包括的支援事業・任意事業費の中で地域包括支援センター職員の人事異動に伴いまして、給料、職員手当等、共済費並びに社会保険料等の増減補正をお願いするものでございま

す。

上段の歳入でございます。款の6繰入金の1一般会計繰入金につきまして、歳出のほうで御説明をいたしました一般介護予防事業の増額分4万5千円、また人件費分の調整額となる40万9千円の減額にあわせまして、それぞれ地域支援事業繰入金を補正させていただくものです。

以上、歳入歳出ともに36万4千円の減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） これより議案第31号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第31号、平成30年度小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第10、「議案第32号 平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長（佐藤彰治君） それでは、議案集8ページをお願いいたします。

議案第32号 平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について  
地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

平成30年6月8日提出

小国町長 北里 耕 亮

それでは、別冊で農業集落排水事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度小国町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千481万円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月8日提出

小国町長 北里 耕亮

でございます。

それでは、5ページをお開きください。

こちらの明細のほうで御説明させていただきます。まず、歳出下段のほうです。今回、西里はげの湯地区におきまして、ポンプ施設、処理施設のほうのポンプが、現在故障して止まった状態でございます。そちらは交互運転をしていますので、残り1台のほうで稼動しているところでございます。救急にそうした故障がありましたので、ポンプの故障並びに制御盤のほうの一部の修繕等も必要になってきておりますので、その分の予算として270万円を計上させていただいているところでございます。なお、財源のほうは上段の歳入、平準化債のほうですね、起債のほうで270万円充てさせていただくというふうなことで対応させていただくところでございます。

それから戻りまして3ページのほうをお開きください。地方債の補正というところで、歳入につきまして、平準化債の補正額270万円を増額しまして、2千410万円というようなところで補正をさせていただくということでございます。説明のほうは以上でございます。

議長(渡邊誠次君) これより、議案第32号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邊誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第32号、平成30年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊誠次君） 日程第11、「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（北里耕亮君） 議案集をお開きください。9ページでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成30年6月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

記といたしまして

住 所 小国町大字宮原1636番地

氏 名 福田 憲司

生年月日 昭和26年7月30日生

提案理由といたしまして、平成30年9月30日をもって、現委員の石松英雄氏が任期満了となるためでございます。

もう今期に入りまして人権擁護委員の選任という部分でありましたが、改めて人権擁護委員法第6条第3項を読まさせていただきます。

市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって、直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。

現在、人権擁護委員それぞれは定数4名でございます。先ほど提案理由であったように、石松さんが任期満了でお辞めになるということでございまして、議案集に載っておりますとおり福田さんをお願いする部分でございます。

福田さんについて、少し御紹介をしたいと思います。

年齢は66歳でございまして、職歴といたしましては、もう御存知の方もいらっしゃるかと思いますが、昭和51年に小国町立小国中学校の教諭をはじめとして長い間先生の経験をされております。校長職は平成14年から蘇陽町立の小学校からでありまして、平成20年からは万成小学校の校長先生も経験をいただいております。平成24年に定年退職をされてございまして、その後も教育関係に従事されており、平成25年からは阿蘇教育事務所の学校支援アドバイザー、

平成29年4月からは南小国町立りんどうヶ丘小学校非常勤講師もされております。学校教諭といたしましても、中学校をはじめ学校教育に長年携わり、教職員としても人権教育啓発の推進にも努めていただいております、公私にわたり幅広く社会貢献活動をされ、人権擁護委員としても適任者であると判断をしたため提案するものでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（渡邊誠次君） これより、諮問第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は慣例により無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（渡邊誠次君） ただいま出席議員は10人であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定より、立会人に3番、北里勝義君及び9番、熊谷博行君を指名いたしたいと思ひます。

これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。よって、立会人に3番、北里勝義君、及び9番、熊谷博行君を指名いたします。投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

議長（渡邊誠次君） 念のため申し上げます。本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願ひます。なお、白票がありましたときは、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（配付漏れなし）

議長（渡邊誠次君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱確認）

議長（渡邊誠次君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。2番議員より順次投票をお願いいたします。

(投票)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

議長(渡邊誠次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

3番、北里勝義君及び9番、熊谷博行君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議長(渡邊誠次君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数10票

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 10票

反対 0票

議長(渡邊誠次君) 以上のとおり、全員賛成でございます。

よって、議会は諮問のとおり適任とすることに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(渡邊誠次君) それでは、ここで暫時休憩をいたします。2時より再開をいたします。

(午後1時49分)

議長(渡邊誠次君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時00分)

議長(渡邊誠次君) 日程第12、「報告第2号 専決処分事項の報告について(公共工事請負契約金額の変更について(町道北河内線②災害復旧工事))」を議題といたします。

執行部より報告をお願いいたします。

建設課長(佐藤彰治君) それでは、議案集の10ページをお願いいたします。

報告第2号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月8日提出

小国町長 北里耕亮

でございます。

下段のほうに、記としまして

変更内容 公共工事請負契約金額の変更

専決年月日 平成30年2月7日

変更に係る議案 平成29年 議案第39号  
公共工事請負契約の変更について  
(災補第75号 町道北河内線②災害復旧工事)

変更前契約金額 7千866万666円

変更後契約金額 7千843万3千9円

でございます。

今回減額の報告ということでございます。22万7千657円の減額の変更契約を専決させていただいたということでございます。別添で右肩建設課資料(1)というものがあるかと思いません。現場のほうは先ほど申しましたとおり町道北河内線でございます。平成28年の熊本地震によりまして、頂部の土砂崩壊それから落石等々で被害を受けたところでございまして、その後災害復旧というようなことで対応してきているところでございます。その資料のほうの巻末のほうにですね、まず当初請負の議決をいただきました承認書、平成28年11月21日に当初契約をさせていただいております。それから重大な変更が生じた関係で平成29年9月8日に皆さん方にお諮りして、変更契約の承認も再度とっているというような経緯でございます。今回工事が完了しました折に、現場のほうの施工管理というようなことで実績ということになりますけれども、その際の精算というような形でございます。

最終精算におきまして、主なところで申しますとA3紙の冒頭に書いてございますとおり、舗装の減というのが主な要因でございます。計画面積327平米に対しまして、実績では273平米と、54平米ほどの舗装の減となっているというようなことでの減額の変更契約というようなことです。この舗装のほかにもその他増減が、安全施設とか、アスカーブ、ガードレールいろんな安全施設等もございます。そのあたりにつきましても、多少の増減の動きはございまして、最終的に22万7千657円の減額というようなことで変更契約をさせていただいたというようなところでの御報告でございます。

以上です。

議長(渡邊誠次君) これより、報告第2号につきまして質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番(熊谷博行君) これはたぶん竣工写真と思いますが、3番目の、ガードレールが終わったところからは外側線が入っていますが、どうして手前には外側線が入っていないのかを説明してください。

建設課長(佐藤彰治君) たぶん写真がですね、申し訳ございませんけれども、撮った時系列が同じ

右下の写真の時系列と違うときに撮った写真だろうと思います。ですので、白線が引かれているところにつきましては、最終的には左側写真の白線施工後の写真であるというふうに御理解いただきたいと思います。以上です。

9番（熊谷博行君） すみません、意味がわかりませんでした。もう一回お願いします。どうして2番目の写真には外側線が側溝の横にないのですかという質問ですが。

建設課長（佐藤彰治君） すみません、先ほどですね、写真のたぶん撮影時の日が違うというようなことでございます。いつの時点の写真なのかは、ちょっと今私のほうでは、竣工後の写真には間違いございませんけれども、左2枚の写真については路側線が今現在ないということですが、これはいわゆる補助で見れるミラーの部分がございまして、そのあたりでの段階での写真です。ですので、路側線については単費ですね、またその後ガードレールと単費でする部分も結構そのあとにございました。ですので、路側線については、その後左の写真から右のように単独で引かせていただいたというようなことでございます。

議長（渡邊誠次君） ほかに、質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第13、「報告第3号 平成29年度小国町一般会計予算繰越明許費の繰越計算書について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いいたします。

総務課長（小田宣義君） はい、議案集は11ページをお開き願います。

報告第3号 平成29年度小国町一般会計予算繰越明許費の繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度小国町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについて、別紙繰越計算書を調製し報告する。

平成30年6月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

これにつきましては、3月に開催されました第1回定例会で補正予算の中で上程させていただき、可決いたしました繰越明許費の中の14の事業のうち、12の事業で繰越額が計算できております。5月30日までに計算して、次回の議会に報告しなさいという規定がありますので、ここに報告するものです。

翌年度の繰越額の合計といたしましては8億5千154万1千円を繰り越すものです。財源内訳といたしましては、国庫補助金2億727万5千円、地方債5億6千490万円、その他400万2千円。このその他としましては、災害関係の復旧の分担金等が入っております。それと一般財源が7千536万4千円となっております。

以上で報告を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより、報告第3号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第14、「報告第4号 平成29年度小国町一般会計予算事故繰越しの繰越計算書について」を議題といたします。

執行部より報告をお願いいたします。

総務課長（小田宣義君） それでは、もう1回11ページをお開き願います。

報告第4号 平成29年度小国町一般会計予算事故繰越しの繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成29年度小国町一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の繰越しについて、別紙繰越計算書を調製し報告する。

平成30年6月8日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

事故繰越しにつきましては、地方自治法第220条第3項に年度内に負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの、これは翌年度に繰り越して使用することができとなっております。今回公共土木施設災害復旧費で町道対岸線、下城小学校の向かいの部分になると思いますけれども、道路の復旧工事を事故繰越しとするものです。

繰越しの理由といたしましては、当該箇所は道路兼用の護岸となっております、河川護岸を熊本県が復旧し、その後に小国町が道路復旧をするということで進めてきております。熊本県が用地交渉に時間を要したため、年内の工事完了が困難となったためのものです。繰越額は800万円で、財源内訳としては国県支出金533万6千円、地方債で110万円、一般財源で156万4千円となります。

以上で報告を終わります。

議長（渡邊誠次君） これより、報告第4号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第15、「発議第1号 阿蘇世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議について」を議題といたします。

ここで提出者より発議第1号について、提案理由の説明を求めます。

10番（時松昭弘君） 10番、時松です。

発議第1号 阿蘇世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

小国町議会議長 渡邊誠次様

平成30年6月6日提出

提出者

議会運営委員長 時松 昭 弘

です。

提出の理由につきましては、現在阿蘇地域で世界文化遺産登録に向けての取り組みと環境づくりが進められております。議会といたしましても、この自然豊かな文化的景観を次世代に継承していくために、これらの取り組みを支持し支援をしていくことが必要であるため、この議決案を提出いたします。

議員の皆さん方の御賛同をお願いします。

なお、議決案の朗読は省略させていただきます。

議長（渡邊誠次君） ただいま提出者である時松昭弘議員より、説明がありました。

これより、発議1号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

時松昭弘議員より提出された発議第1号、阿蘇世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（渡邊誠次君） 全員挙手でございます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第16、「発議第2号 小国町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

ここで提出者より発議第2号について、提案理由の説明を求めます。

6番（時松唯一君） 6番、時松唯一です。

発議第2号 小国町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

小国町議会議長 渡邊誠次様

平成30年6月6日提出

提出者

小国町議会議員 時松唯一

この条例改正の内容としましては、別表皆さまのところに配付してあるかと思いますが、別表第1の常任委員長の議員報酬月額欄を削除し、別表第2の日当（1日につき）1千円の欄を削除するものです。なお、この日当の削除に伴い備考欄の1及び3も削除となります。

まず、提出理由といたしましては、今日の議会でも皆さんお諮りになったように、非常に財政が厳しいと、また自主財源の目減りと一般財源からの繰り出し等々及び財調も少なくなっている中、議員としてまずは常任委員も議員報酬と同額にするということで少しでも協力していきたいという旨で提出いたしました。

議員の皆さまの御賛同をいただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（渡邊誠次君） ただいま提出者である時松唯一議員より、説明がありました。

これより発議第2号の質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 質疑がなければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

9番（熊谷博行君） 私は日当廃止は賛成なのですが、委員長の報酬を下げる、はっきりまだ決まったかなという感じで、もう発議が上がってきたのですが、あとは、私たちの日当費用弁償は廃止しても何も問題はないと思いますが、委員長まで廃止する必要があるのかの話し合いも済んでいないような状態でやってきましたので、今回は反対をさせていただきます。

5番（児玉智博君） 私は発議第2号、小国町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

本発議は、日当廃止を含む条例改正案であります。日当支給の目的は公務による旅行の諸経費

へ充てることであります。しかし、実態として旅行先の大部分を占める県内及び九州内へは多くの場合目的地まで公用車を利用して向かっていきますし、自家用車を利用した場合は、距離に応じて車賃が支給されています。諸経費自体発生しておりません。九州外への旅行の場合は、行動費が支給されるため、目的が重なることになっております。介護保険料や国保税など立て続けに町民への負担増が続く中、私たち議員が身を正し、理屈の通らない無駄は徹底して削らなければならないと思います。

最後に日当については、町長、教育長、その他の特別職、さらに一般職員への支給額を合わせると1千万円を上回ります。本条例改正が日当支給の正当性を検討する契機になることを願って討議いたします。

議長（渡邊誠次君） ほかに、討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） なければ、これをもって討議を終結いたします。

これより採決に入ります。

時松唯一議員より提出された発議第2号、小国町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（渡邊誠次君） 挙手多数でございます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決とすることに決定いたしました。

議長（渡邊誠次君） 日程第17、「議員派遣報告」についてを議題といたします。

この件については、別紙お手元に配付のとおり小国町議会会議規則第122条の規定により、3月議会以降、今日まで研修会等に各議員を派遣いたしましたので、報告書のとおり御報告いたします。

議長（渡邊誠次君） 日程第18、「行政報告」。

執行部より報告事項等がありましたら、お願いをいたします。

町長（北里耕亮君） まず、議長、資料の配付をお願いいたします。

議長（渡邊誠次君） 資料の配付を願います。

（資料配付）

町長（北里耕亮君） 冊子配付がございます。

では、配っている途中でありますけれども、進めさせていただきたいと思っております。

庁舎コミュニティ棟の愛称募集についてという部分で、部長行きで庁舎コミュニティ棟の愛称募集のチラシの配付をいたしました。長年の呼び名で開発センターという部分がありますが、やはり新しく新築して開設するものでございますので、募集をさせていただきたいというふうに思っております。募集期間は6月15日から8月24日までといたしております。

次に、職員採用試験についてでございますが、7月の部長行きで周知を予定をしております。募集人員は一般事務3名程度、保育士3名程度、程度という部分でありますので、少し前後があるかと思いますが、これは来年度平成31年度ということで、町村会に届出等をしなければいけないので、こういう部分で見込みの部分はこの段階で発言をさせていただきました。

③、2月19日の全員協議会でも報告を行いましたけれども、今お手元にあるかと思いますが、第7期の高齢者福祉計画及び介護保険計画、そして第4期の障害者基本計画の冊子が完成しましたので、お配りをさせていただきたいと思っております。また男女共同参画社会づくり計画の冊子も完成しましたので、あわせて配付させていただきます。

執行部からは以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

(午後2時23分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（４番）

署名議員（８番）

# 第 2 日

# 平成30年第2回小国町議会定例会会議録

( 第 2 日 )

1. 招集年月日 平成30年 6月11日(月)

1. 招集の場所 小国町隣保館

1. 開 会 平成30年 6月11日 午前10時00分

1. 閉 会 平成30年 6月11日 午後 1時31分

1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君	2番 大 塚 英 博 君
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

2番 大 塚 英 博 君	
3番 北 里 勝 義 君	4番 高 村 祝 次 君
5番 児 玉 智 博 君	6番 時 松 唯 一 君
7番 穴 見 まち子 君	8番 松 崎 俊 一 君
9番 熊 谷 博 行 君	10番 時 松 昭 弘 君
11番 松 本 明 雄 君	12番 渡 邊 誠 次 君

1. 欠席議員

1番 穴 井 帝 史 君

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君      書記 穴 井 桂 子 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君	教 育 長 麻 生 廣 文 君
総 務 課 長 小 田 宣 義 君	教 委 事 務 局 長 清 高 泰 広 君
政 策 課 長 佐々木 忠 生 君	産 業 課 長 木 下 勇 児 君
情 報 課 長 北 里 慎 治 君	税 務 課 長 橋 本 修 一 君
建 設 課 長 佐 藤 彰 治 君	住 民 課 長 石 原 誠 慈 君
福 祉 課 長 生 田 敬 二 君	保 育 園 長 児 玉 敦 子 君
会 計 管 理 室 長 小 林 徳 子 君	

1. 町長提出議案の題目

なし

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。  
別紙議事日程のとおり

## 議事の経過 (h. 30. 6. 11)

議長（渡邊誠次君） 皆さま、おはようございます。

本日は6月定例会会議2日目でございます。まず、1番、穴井帝史議員より入院のため欠席届が出ておりますので、御報告をいたします。

それでは、ただいま出席議員は11人です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議長（渡邊誠次君） 日程第1、「一般質問」。

本日は、一般質問となっておりますので、直ちに質問に入ります。なお、本日の質問者は、まず、児玉智博議員、大塚英博議員、熊谷博行議員となっております。よろしくお願いをいたします。

それでは、5番、児玉智博議員、登壇を願います。

5番（児玉智博君） 日本共産党の児玉智博です。

河川整備について、まず第1問目質問いたします。近年気候変動による集中豪雨や巨大台風による災害が毎年のように発生しています。去年は7月に九州北部豪雨が発生いたしました。小国町の下流域である大分県日田市や福岡県朝倉市において大変な被害が発生いたしました。どれほどの豪雨だったか、福岡県朝倉市、うきは市、久留米市、東峰村、佐賀県鳥栖市、大分県日田市などで1時間に100ミリを超える雨量がレーダー観測から解析されました。特に朝倉市付近では、3時間で約400ミリ、12時間で約900ミリの雨量が解析され、気象庁以外が管轄する雨量計では朝倉市寺内で5日15時20分までの1時間降水量169ミリを観測、また朝倉市黒川の雨量計では5日20時50分までの9時間降水量778ミリを観測するなど、その降水強度は激烈を極めました。これにより朝倉市では桂川、添田町で彦山川が氾濫しました。日田市では大肥川と花月川も氾濫し、その被害は両県合わせて40人以上の方が命を奪われ、建物は全壊288棟、半壊1千79棟、一部損壊44棟、床上浸水173棟、床下浸水1千383棟にのぼりました。また九州北部豪雨は6年前の7月にも発生しており、阿蘇市や、熊本市に大きな被害を出しました。阿蘇市乙姫で12日1時から7時までの6時間に459.5ミリの雨量を観測する記録的豪雨となり、阿蘇市を流れる黒川や熊本市では白川が氾濫しています。この2つの豪雨というのは、同じところに次々と積乱雲が発生し、発達しながら東へと移動することで線状降水帯というのが形成され、同じ場所で長時間猛烈な雨が降り続くというものです。つまり、今の豪雨はこれまでのものと比べて非常に特殊になっているし、これからの季節いつどこでそういう降り方をしてもおかしくはありません。豪雨が来ても氾濫させないよう河川を整備することが必要だと思います。

そこで、まず確認ですが、小国町内を流れる河川の管理体系がどうなっているか、国、県、それから町でどのように分担しているかお答えください。

建設課長（佐藤彰治君） はい、河川の管理区分ということです。おっしゃるように、国、県、それから町というような管理の中で河川の管理をしております。

まず国の管理河川、これは直轄河川ということで、杖立地区の白岩橋下流約80メートルから下流域ですね、それから県境までの流路延長で申しますと約5キロ、この間がですね、国の直轄河川ということになっております。国の直轄河川につきましては、筑後川のこの流域だけという、管内ではというところがございます。

それから続いて県の管理河川ということです。これは普通河川になりますが、先ほど言いました筑後川のその白岩橋から約80メートル。それから上流ですね、その全てが県の管理河川というようなこととなります。町中ですね、通常静川とか、そのあたりから南小国のほうに向かっているのが流域になるということです。

それからその他にはですね、河川としてははげ川、それから北里川、それから塩井川、それと椋木川、小園川、中原川、蓬莱川、そして志賀瀬川というようなところが県の管理河川というようなことになっております。この管理河川につきましては、県のほうで通常の維持管理とですね、それから災害があれば災害復旧というようなことで対応をしているところがございます。

続いて町の管理河川ということになりますと、準用河川というようなことで町のほうには11河川、準用河川がございます。その中では、河川名で申しますと明里川、それから赤水川、それと秋原川、立平川、それと南田川、万成寺川、蓬莱川、帯田川、大石本川、江古尾川、それと岐川というようなところで、この11河川が準用河川ということで、町のほうの直接管理の河川ということになります。

ただし、その他の河川という位置付けもでございます。この準用河川以下のこのいずれにも該当しない河川については、その他の河川という位置付けでございます。これにつきましても、直接の管理はございませんけれども、災害が起きた場合については、その他の河川についても町のほうで災害復旧として対応しているというような状況でございます。管理区分につきましては、今お話ししましたとおり国、県、町、それぞれ河川の区分を管内のほうで位置付けて管理をしているところがございます。

以上でございます。

5番（児玉智博君） 小国町では、去年静川、これ筑後川本流ということに先ほどの説明でありましたけれども、宮前橋について水が越すぐらい増水をしまして、数件の住家が浸水被害を受けております。一昨年には杖立川の下城小学校付近が雨による増水と土砂崩れが相まって洪水が発生し、旧教職員住宅1棟が全壊するという被害が発生しております。また杖立温泉では、毎年のように町道まで水があがっておりまして、杖立の水があがらないと梅雨明けしないんだというよう

なことが町民の中で言われるほど、水害が発生しやすい地域となっております。そこで確認なんです、近年の町内の河川による洪水、越水の発生と被害状況がどのようになっているか御説明をお願いします。

総務課長（小田宣義君） 近年の洪水、越水の発生状況といたしましては、過去に昭和57年、平成2年、平成9年、平成17年、平成28年の年に大きな洪水が発生しております。杖立地区の大自然のちょっと上流側になるんですけども、ここに筑後川の河川事務所の水位計がありまして、このデータを見てみますと昭和57年時で、10メートル91センチ、平成2年で9メートル9センチ、平成9年で7メートル42センチ、平成17年で8メートル50センチ、平成28年で7メートル60センチとなっております。この平成17年時で8メートル50センチの水が出たわけですけども、このときには杖立の大半の旅館等が7棟床上浸水をしております。また28年時では7メートル60センチということですけども、このときは1棟の旅館が床上、そして5棟が床下ということで被害が出ております。最大は昭和57年時で、10メートル91センチの高さに水がなったわけですけども、下流の低い位置にある旅館は建物の2階部分の高さまで水位が上昇しております。

なお、参考までに申しますと杖立地区の対岸の一番低いところにある道路ですけども、大体これが浸水する水位が6メートルとなっております。

5番（児玉智博君） では昭和57年のが近年の中では最大の被害が出たということでした。それでこの57年当時の新聞記事を見てみますと、杖立温泉の旅館街が濁流に洗われ、3階まで水に浸かったところもあると新聞では書いてあります。熊日です。あるいは杖立温泉225戸の中心部を流れる杖立川が氾濫、4分の1が床上まで濁流に洗われた。被害家屋184戸は死者こそ出なかったが、28年を上回る被害だというと伝えておりまして、その被害の大きさがわかります。

重要なのはこうした過去に水があふれている河川区間の整備を進めることで、災害を未然に防ぐようにしていくことではないかと思います。やはり避難が大事、もちろん避難は大事なんですけれども、命は助かったとしても、けどもそういう床下浸水とかあるいは床上浸水あるいは半壊とか全壊とか、そういう住む場所が失われるようなことになってしまえば、やはりそういう経済的な面にしてもそういう精神的な面にしても、被災者というのは大きなダメージを負うことになります。それを防ぐのが、やはり行政の役割なのではないかと思います。

河川法では、河川の将来計画は整備基本方針を決め、その方針を基に具体的な河川整備計画を河川管理者が策定するとなっております。基本方針で長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を決めて、それに基づいて整備計画で個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにするなど、20年から30年後の河川整備の目標を明確にするようになっております。これが決まらないと河川整備は進まないんだと思いますが、町内の河川での策定状況はどうなっているでしょうか。

建設課長（佐藤彰治君） はい、まず筑後川を例にとりましますけれども、筑後川につきましては、先ほど言いましたように杖立下流、杖立域から下流域については国の直轄河川ということで、こちらは久留米にあります筑後川ダム総管、それから河川局、そちらのほうで管理をしているというところがございます。私どももちょっとそちらの事務所に整備計画のお尋ねをしたところ、基本的に整備計画自体は日田市下降まで流れ出すところの打ち出しまでですね、そういった部分についての具体的な河川計画はあるけれども、それが上流については維持管理そうした対応をしていくというようなことでちょっとお話を伺っているところがございます。

それから町についても同様でございます、町の河川につきましては、そういった河川整備計画というものがございません。ただ当然管理者である町としましては、準用河川の11河川につきましては、特に災害復旧等で対応していくというようなことで護岸整備計画というのはございませんけれども、災害が発生した場合には、それぞれ河川の対応をしていくというようなこと、それから通常のちょっとした維持管理ですね、そうしたものは町で対応しているというような状況でございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 国はない、町のほうもないということでしたが、もう一つ県河川についてはどうなっていますか。

建設課長（佐藤彰治君） 県河川についても同様でございます、全体的な県河川の整備計画というのはございません。一部につきましては補助事業を用いた要望等のある区間とかですね、そういう形での個別の対応というような形で対応しているというふうに聞いております。

それから通常の維持管理につきましては同様でございます、県の管理河川につきましては、町のほうから逐次そういった支障がある部分については、要望を上げて対応していただいているというような状況でございます。県の河川もなかなか今堆積物等があちこちの河川で発生しておりますし、その中で町のほうも要望を上げて河川掘削のほうも既に5、6件上げているところがございます。

平成28年以降がなかなか財政的にそこらあたりに、言うならば震災の復興に向けた予算取りというようなことで、なかなかそうした維持の面がなかなか予算が回ってこないという事情がございます、近年ではちょっと対応しておりませんが、今年におきましては2年たった今、河川掘削のほうもぼちぼちと要望のあっている箇所を逐次優先順位を設けて、ここ何年かかけて掘削していくというようなことで対応しているというようなことでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 維持管理もちろん大事なことなんですが、まず私はこの河川整備計画を立てないことには、どこを工事すればいいのか。計画もなしにそんなやみくもに河川掘削をしたりとか、川幅を広げたりとか、堤防を高くしたりとかしても意味がないと思います。やはりどこが

氾濫するのか、どこに水が集まるのかとか、そういうのを分析して、また地域の人の要望もしっかりと聞いてどういう方向で河川を整備していくのかということを決めていかないと、本当に効率的な河川整備はできないと思います。今、小国町の状況はそのスタートラインにすら立っていないという状況になるんじゃないかというふうに思います。

そして平成9年に河川法が改正されまして、それまでは治水とかそういうことが中心の法律だったんですけれども、9年の改正で河川の環境をどう維持していくかと、どのようにそういう河川を暮らしの中に利用していくかというようなことも、その整備計画には盛り込むように改正がなされたんですね。やはり小国町でもそういう河川整備を国土交通省にしっかりとつくらせて、それに基づいて治水対策もしっかりとやっていってもらおうと、そういう立場に立つことが非常に重要なんじゃないかと思います。

4月13日の議会勉強会で配付されました資料に、国土交通省が作成した筑後川水系筑後川（杖立川）洪水、浸水、想定区域図というものがあります。これによりますと、杖立の防災センター建設計画があります杖立温泉会館の場所での運動場の場所になると思いますが、2メートルほどの浸水が想定されているということでもあります。まず町としてこの想定をどう評価しているか御説明ください。

また国土交通省自身がそのような想定をしているなら、なおさら洪水が発生しないように杖立川の治水のために河川整備を進めていくのは当然のことだと思います。杖立川大臣管理区間における河川整備実施に向けてのこれまでの国と町でどのような交渉を進めてきているのか、また今後の見通しはどうなっているか、御説明をお願いします。

総務課長（小田宣義君） まず洪水の浸水の想定をどう思うか、どのように評価するかということですが、評価の前に少し洪水浸水想定区域ということについて説明させていただきたいと思います。

平成27年の5月に水防法が改正されて従来の河川整備の将来目標とする計画規模、これは国が言うには150年に1回の降雨ということで前提とした洪水浸水想定区域に、このときに27年5月に今回新たに想定しえる最大規模、国としては約1千年に1回の降雨を前提とした洪水浸水想定区域を新たに公表で追加しております。ちなみに筑後川の杖立地区の計画規模は、この従来の規模であれば、降雨は48時間で521ミリ雨が降るということを前提に想定区域を設定しておりました。想定し得る最大規模の降雨ということで、これが48時間で810ミリの雨が降るということを前提に洪水、浸水想定区域を変更されております。これは平成29年5月30日に筑後川河川事務所が発表した数値でございます。

この数値につきましては、先ほど議員も申しましたとおり、朝倉の例もありまして、かなり私はちょっと見たときには、大きな数字だな、危ないこんなに規模、浸水の深さ、範囲等があるのかというのはちょっと驚いたところなんですけれども、議員先ほど申しました朝倉の例を見ます

と、あながち150年に1回の降雨の割合は超えております。これは国の言う数値が示すとおり48時間で810ミリの雨が降ったときには、その地域の浸水の深さとか範囲が予想できるのは大変町にとって参考になる資料になったんじゃないかなと思っております。

また町としても防災マップにこの浸水区域を反映しております。これは住民の皆さまに危険に対する認識や主体的な避難意識を持っていただける面では、いい機会になったんではと考えております。

5番（児玉智博君） わかりました。今お答えいただいたのが国土交通省の想定に対する評価ということでしたが、そのあとの質問の部分ですね。大臣管理区間についてこれまで国と町でどのような交渉を進め、また今後どのような見通しを持っていくかをお答えください。

総務課長（小田宣義君） はい、大変失礼いたしました。これまでの国と町の動きですけれども、本格的に、それまでは国と町で河川の管理面ではいろんな交渉を重ねております。先ほどから児玉議員が申しますとおり計画、方向性という面では、平成26年5月から本格的に具体的に始まったというのが現状だと思います。このときは町長と議長連名で国土交通省河川局へ要望書を提出しております。その後平成27年10月24日にそれを受けまして、国土交通省が杖立地区で意見交換会を開催しております。このときの国交省の議案といたしましては、河川のカメラの増設計画、そしてもう一つが先ほどから話題になっております河川改修計画の方法、進め方ということで、このときの話題としては河道掘削、川底を掘り下げる、堤防によるかさ上げ、トンネルによる水を逃がす方法、ダムによる調整という4つの案が提示されております。これを受けまして6月18日から意見交換会が始まっております。国としては、その具体的な検討を始めておりました。その後、国、町、地元で3回会議を重ねておりますけれども、有効な方向性の結果はまだ今のところ出ておりません。その後平成28年4月に熊本地震がありまして、地震のあとの影響を見るために、28年11月に筑後川水系の小国地区杖立流域を上空からの調査をしております。今後の見通しにつきましてですけれども、洪水を防止するためにこれまで検討してきた河道掘削、堤防によるかさ上げ、トンネル、ダム等のさらなる実現の可能性を検討を行って河川整備の方向性、今後どんな方法で整備していくのかを出しまして、いくことが一番まず重要ではないかと考えております。国や町と地域で話し合いを続けて、今後もいくということが重要になると考えております。

5番（児玉智博君） 見通しの部分で私、今、今日の質問でずっと言っていますように、やはり住民の人とかも交えて町と国でしっかり協議して、方向性を練り上げることは大事なんですが、方向性を練り上げた結果としての河川整備計画が策定されなければ、工事は始まらないというふうに思うんですね。そこで、ではどの段階ぐらいまで河川整備計画をつくるのかということをお尋ねしたいんですよ。今白川が新聞にも出ておりましたけれども、阿蘇なんかでは大規模な遊水地ができて、そして中流域、下流域のほうでは川幅を広げたりとか堤防をかさ上げしたりとか、

そういう河川整備というのがかなり進んでいるんですね。実はこの今できあがっている河川整備というのは、先ほど話題になった昭和57年の水害が発生したときには既にできていて、その中で一部は工事が着手されていたわけですね。それで、その昭和57年当時の新聞記事を見てみますと危機一髪だった白川熊本市、河川改修が構想という見出しで伝えております。どういうことを伝えているかという、このとき57年に降った雨量は6.26水害並みだったけれども、一部で記事を見てみますと、8.30水害後白川下流では毎秒1千500トンの流下能力を持たせるよう河川内を掘削、部分的に堤防を上げた。その効果が表れたと、そのことにより6.26水害流下量毎秒3千トンに対応できる白川づくりを整備計画の目標に掲げておりますのでということが書かれてるわけですね。やはり河川改修が進めば、整備前はその雨量では氾濫するけれども、整備をしたことによって、同じ雨量が降っても下流にきちんと流しきれるというふうにつながっていくと思うわけなんですけど、ですからやはり早くこの河川整備計画をつくる必要だと思うんですが、その見通しとしていつの段階でその計画ができるのか。河川整備計画ができたとしても、実際にそれが20年先、30年先の目標ですから、できてからもまだないわけですよ。だからこそ早くこの計画をつくるべきだと思うんですが、その見通しを改めてお聞かせください。

町長（北里耕亮君） 6月議会に入りまして、梅雨に既に入っております、今回の児玉議員の御質問はまさに大変重要な質問であると認識をしております。そういう中で、今まで幾つか担当答弁をいたしました、河川整備の必要性というのは町といたしましても大変重要な課題である話題であるというふうに認識をいたしております。今までも町行政といたしまして、これだけ事実として氾濫もしておりますし、そこに住んでいらっしゃる住民の方の不安も大変なものであると認識しておりますので、いろいろな切り口から国のほうにも要望してきました。ただ整備計画が大事だというのは同じ意見であります。これははっきり申し上げますが、ただその整備計画にのせるためのハード整備のわかりやすいこの工事の仕方としては、一番は増水氾濫しないためには、川底を掘る。これがまさに水量を調整ということですから、一番わかりやすい工事であります。正式なデータの部分というのは私は持ち合わせていませんけれども、今までそれを地元住民の方と国も、じゃあ掘削をとという部分も幾度となく話題にしましたが、お住まいの住民の方には杖立温泉は温泉地域でありますものですから、泉源に影響するんではないかという大変大きな心配をいたしまして、実際のところ過去1回やったことはないですかね、ありますか。あるということではありますけれども、なかなか抜本的な改修には至っていないということではなかったかと思えます。

次に、もし掘削がなかなか難しいのであれば、氾濫しないためにはかさ上げの堤防の論であります。それも私が町長になりまして、そう昔ではなく今から3年前だったでしょうか、現在の所長の前の所長がかなり地元と町役場にもお出でになって、堤防のかさ上げ、ボックスカルバート

方式といいたまいますか、ただのかさ上げだけでなく景観に配慮した、また下流に向かって左側左岸側が町道がありますので、町道を覆うような形でのボックスカルバートを計画しました。その上面のタッチの部分で旅館の2階部分といいたまいますか、そういった大変いい、私はいい計画だなとも思っておりましたが、なかなかこちらについても旅館所有者の方の御理解というのが今一歩進まなかったかなという部分ではありました。すみません長くなっていますが、河川掘削と堤防という部分は計画はありましたが、結果には至っていないというところでありました。ただ繰り返しになりますが、整備計画は大変大事だなという部分は認識をしております。

以上です。

5番（児玉智博君） やはり私はあらゆる可能性を捨てずに計画検討進めていくべきだと思います。それでやはりですね、今言われた2つの河道掘削案とボックスカルバートによるかさ上げ案、ここで大きなネックとなっているのがやはり国の個人の財産に関しては、公費を投入しないというその姿勢だと思うわけですよ。川底を削って泉源が止まってしまうと泉源所有者あるいは旅館経営をされている方たちにとっても非常に死活問題になる話です。もちろんだから川底を削っても止まった場合の補償は何もしませんよ。アフターケアとして国が井戸を掘りますよとか、そういうふうな立場に立たなければ、それはやっぱりなかなかその泉源所有者の人たちにしてみれば、うなずける話ではないと思います。かさ上げ案にしてもやはりですね、1階部分がボックスカルバートの下になってしまう人たちにしてみれば、2階部分に玄関をつくったりとか、そういう改築が必要になりますので、やはり何百万円とあるいは何千万円とする費用を個人で負担してくださいと、あとは知りませんよというのでは、なかなかわかりましたと首を縦にふるわけにはいかないと思うんですね。やはりですね、泉源にしてみれば熊本地震で内牧の温泉が止まった際に新たな泉源を掘るのに、公費を投入していると。それは前例があるわけですよ。ですから、やはり町としてはそういう部分の補償まできちんと国が行うようにという要望をしていかなければ、なかなかこれは住民の合意を得られないというふうに思うわけですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） はい、町といたしましても何とか結果までその整備計画をつくる結果まで至りたいという思いから、同じように要望をさせていただきました。まず泉源についても非常に国のほうは心配をされますし、もちろん住民の方も心配をされますので、そのあたりのところの影響が出た場合には、という部分でもなかなか個人資産という部分についてというのを言って要望の結論にまでは至っておりません。ボックスカルバートのそのタッチの部分の個人旅館の部分の改修費についても、町といたしましても何とかできないでしょうかという部分を言いましたけれども、それもまた個人資産に影響するもので、そのタッチの部分の改修費というのは個人の旅館の経営者の方が出していただかないとなかなかできませんということを言われました。

今議員がおっしゃいました内牧の温泉の部分も大変参考にはなるんですが、枠組みとしてはグ

ループ補助金だったかなと思いますが、公費は公費ということですので、やはりこれは非常に被害というような部分をすると制度を超えたような何か執行部と、これはちょっと行きすぎたセリフかもしれませんが議会全体と一緒に、制度は制度と国のほうは言われるかもしれませんが、それを超えるような何か一緒に活動が私はできればいいかなというふうには思っておりますが、あくまで制度上のお話としては、要望はしたけれど結果には至っていないということではあります。

5番（児玉智博君） それでですね、まずは公費の部分について言えば、国だけに頼むんじゃなくてこれは例えばの話です。2分の1を国が出すならば、残りの2分の1のうちのまた半分を町が出すとかですね、やはり町は出さないという立場じゃなくて、町も出すから国も出してほしいんだというようなそれぐらいの熱意を持って交渉にあたっただけかなければ、なかなか実現しないのかなというような気持ちもしております。それから、国のほうに示した案というか町からも要望を上げている工法について、総務課長からもありましたけれども、トンネル案というのものもあるわけです。あるいはダム案というのもあります。これが平成2年の洪水規模に対応した場合、トンネル案は杖立地区上流から松原ダム貯水池上流の橋に河川トンネルを構築し分水を行い杖立温泉街の浸水被害を軽減するとしている案なんですけど、これが平成2年の水害に対応した場合で360億円、それからダム案はもちろん上流にダムをつくるということなんですけれども、これが720億円ということで、非常に国としてもこの予算額についてたじろいでいるというかなという感じがしております。

しかし、これなかなか実現しないわけですけども、私は公共工事の考え方で、田中角栄首相の考え方が、私は党派こそ違いますけれども、非常に大事だと思います。ある新潟県の塩谷という過疎の集落の話でありますけど、ここは冬には積雪が3メートルから5メートルにもなる豪雪地帯で、唯一の産業である錦鯉の養殖池に囲まれ約60戸の家々が斜面にへばりつくように建っている地域であります。村と町との間には、険しい雨乞山が立ちのぼっており、暮らしていくために男たちは出稼ぎに出るしかなく、トンネルは生活のための悲願だったわけでありまして。ここにトンネルをつくるわけですが、完成したトンネルは全長513メートル、幅員7メートル、総事業費は10億円かかったということです。ロッキード事件の翌年の77年に起工したこともあって、たった60戸に10億円の投資かと、金を各戸に2千万円ずつ分けて引っ越してもらったほうがいいのではないかという批判が噴出したそうです。しかし、田中元首相は60戸の集落に12億円かけるのはおかしいとの批判があるが、そんなことはない。親、子、孫が故郷を捨てず住むことができるようにするのが政治の基本なんだと言ってトンネルを完成させたそうです。やはり私はこの立場に立つことが重要なのではないかと思うわけです。その地域に住み慣れた人がいて、観光に訪れる人も大勢いらっしゃる。そういう人たちが安心して住み続けられ、また滞在できる地域にしていくのが町政の責任ではないかと思っております。

最後に、河川整備の必要性をどう認識をしているかと、町の財政負担も辞さない、そういう立場に立って、残りの任期もわずかになっておりますが、この任期の期間中に整備計画はできないにしても、それをつくるための一つの方向性もつけるんだという決意を述べていただければと思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

町長（北里耕亮君） はい、ただいまの御意見でございますけれども、少し繰り返しになりますが、大変重要な課題であるというふうに認識しておりますし、ハードの面とソフトの面ともに大事であろうというふうに思っております。やはりいくらソフト的な避難をとか防災センターの話題が今ありますけれども、それだけでなく元の部分、やっぱり増水の部分を解消するということが大前提であろうというふうにも思っております、それは同じ意見であります。

次の御意見の町負担も辞さないという思いはどうかという質問に対しては、そのつもりは大いにあります。例えば、その個人の旅館経営者のタッチの部分、それをもし国が出すという部分であれば、私どもの町はいろいろな農業、林業様々な生業の部分に国県の補助がある場合、そのかさ上げ補助というのをやった経験が大いに幾つもあるわけでございます。防災の観点からもそういう部分があっても良いのではないかというふうにも思いますし、当然予算を組みますから議会の御意見もまたいただきたいというふうに思っております。ですから、その思いはあるということで御認識いただきたいというふうに思います。

また残り期間ある程度の方針という部分であります、今梅雨時期であります、引き続きダム事務所の所長とはお話する機会も多いですし、夜中にはホットラインもそういうことがないのを願うわけでございますが、そういう部分があります。ダム事務所にとどまらず九州地方整備局、九地整あたりに行く機会もまた是非つくりたいと思いますし、議会と執行部一丸となつてのいろいろな活発な動きが必要であれば、国交省、本省にも行くような、そういう部分の動きもあってもよろしいのかなというふうには思っております。ですので、今回の御質問、大変重要な部分については、町も一緒になってですね、一緒になってというか町が主導となつて議会の協力も得ながら是非やっていきたいという思いはしております。どうか、よろしく願い申し上げます。

5番（児玉智博君） 私としてもこの河川整備については実現のために全力を尽くしたいということをお願いして、次の質問に入りたいと思います。

町立学校へのエアコン設置について、質問します。近年は地球温暖化で梅雨前や秋以降にも真夏を観測することは珍しくありません。今年も5月15日に観測点は南小国町ですが、30.3度を記録していますし、25度以上の夏日は既に19日間観測をされています。これから本格的な夏に入っていく中で用心しなければならないのが熱中症ですし、これは何も屋外だけで発生するものではありません。また健康上の問題以外でも精神衛生面であったり、あるいは生徒が授業に集中して取り組める環境を整える意味においても、普通教室にエアコンを整備していくことは重要だとは思いますが、その必要性をどのように教育委員会は考えていらっしゃいます

か。

教育長（麻生廣文君） 学校におけるエアコンの必要性につきまして、お答えします。今議員からもありましたように、ここ数年の状況を考えてみましたときに、非常に高温多湿という状況が続くようであれば、考えていく必要があると思っているところでございます。この件につきましては、昨年9月議会におきまして別の議員からの御質問がありまして、そのときは主に夏場における気温上昇を想定して、管内あるいは県内の状況等を考慮してお答えいたしました。小国を含め阿蘇管内の設置率は非常に低いという状況をお答えしたところでございます。

ただ、その後本年4月1日に学校環境衛生基準が改正されました。その状況は、温度だけでなく湿度や空中浮遊粉じん等とともに児童生徒の冷感といいますか体感ですかね、こういったものも影響が大きいといったことから、文科省のほうからも温度だけではなく、それから相対湿度あるいは空気中の浮遊粉じん等も考慮するような通知が現在来ております。そういったこともありまして、今年度はこうした測定も学校にも依頼して、小国の気象条件等をしっかり考慮していく必要があると思っております。いずれにいたしましても、児童生徒の教育環境整備というのは、教育委員会としましても大切な課題であると重く受け止めているところでございます。

以上です。

5番（児玉智博君） 教育環境整備の中において、このエアコンを設置するということが、その必要性をどう捉えているかというふうにお尋ねしたんですが、そういう高温が続いたりとか、あるいはその文科省通知が示しているような体感部分ですね、空中の浮遊粉じん物とかそういったものをまずは調査を行って、その結果を見てどうするのかを決めていくと、要するにこういうことでよろしいですか。

教育長（麻生廣文君） はい、そのとおりでございます。

5番（児玉智博君） それではですね、調査というのはしっかりとやっていただきたいと思うわけですが、まずはその要望がどうかということです。学校や生徒、児童、あるいは保護者から要望が出たことは、これまでにあるんでしょうか。また、これまでに設置を検討したことはあるんですか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 要望については、遑つても少し調べてみましたけれども、学校とか、あるいは保護者PTAあたりから、ある程度の組織立ってといいますか、要望書みたいなものが提出されたことはたぶんないと思っております。そういうふうには認識しております。ただ、検討につきましては、先ほども教育長が言われましたように、昨年の9月議会で提案がされましたし、今年、学校の保健安全法の安全基準が示されたこともありますものですから、昨年からは少し定期的な問題とか、あるいはこれから先この夏場の温度の状況変化とかをちょっと調べていこうということで今検討しているところでございます。

5番（児玉智博君） 先ほどの教育長の答弁の中に、これまでは温度に注目をして検討をしてきた

と、しかし4月1日の文科省通知でそれ以外の要素も、しっかりと検討して考えなさいよという通知がきたので、そのための調査をするということでした。そこでお尋ねしたいのが、もちろん浮遊物とかそういうのは通知、以前はやってないと思うんですが、まず温度について考えていたと言われるならば、小国町の小中学校の教室内の室内温度ですね、それは夏場などでは最高どれぐらいまで上昇するというのは把握をされているのでしょうか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 今までのところでは、把握はできておりません。

5番（児玉智博君） やはりですね、ということは今まではまともな調査がやってこられなかったということだと思うんですね。ただ、幸いにして4月の文科省の通知もありましたことから、そういう調査を今年を行うということでしたので、しっかりと調査を行って、設置の必要性を検討していただきたいと思います。それでですね、やはり大事なのは保護者からの要望はありませんというふうにおっしゃるけれども、保護者の方が授業中に学校を訪れる機会というのは、ごく限られていると思うんですね。やはり離れていてはわからないし、帰ってきて子どもが今日は暑かったよとかたまたま言えればいいけれども、やはりそこまで聞き出そうとするような親御さんというのはほとんどいらっしゃらないと思うんですね。やはり児童や生徒がその状況というのは一番知っていると思いますので、やはり学校を通じてどのように児童、生徒たちが感じているかというようなアンケート調査もあわせて行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） これまでも学校、校長会あたりでいろいろと先生方からもお話を聞いていますし、たぶん先生方は子どもさんたちからもいろいろとお話を聞いていますので、今言われたように学校を通じて、少しでも子どもさんたちの声は拾っていきたいと思います。

5番（児玉智博君） では時間も迫ってまいりましたので、次の質問に移りたいと思います。

ごみ収集について質問いたします。近年町内の高齢者世帯が増えていますが、そうした家庭では加齢とともに日常生活の様々なことが困難になります。また若い方でも、心身の障害により自分だけではなかなかできないことが多いという方も中にはいらっしゃいます。家庭ごみを出すという行為もその一つだと思います。掃除などヘルパーを頼むことができないくらいの介護認定なんかでは、要支援なんかになれば制度が変わってしまって、ヘルパーを介護保険を利用して雇うことができなくなってしまいましたし、まだその介護認定まではいかないにしても、やはり体の節々が痛かったりして、なかなか重いごみを抱えていくのは大変だという方もいらっしゃると思うわけです。そうした世帯への対応は、今現在小国町はどのようになっているのでしょうか。

住民課長（石原誠慈君） ごみ出しが困難な世帯への対応はという御質問ですけど、小国町におきましても、そのような自分たちで自らごみの収集場所まで出すことが困難な方、数メートルの歩行が困難といった人などがいらっしゃると思います。しかし、現在のところはそういったごみ出しが困難であったり、個別に収集してくださいというお願いといったような情報であったり、

要望であったりとかという話が直接あるいは間接的に町とか関係部署あるいは滝美園、広域行政組合ですが、そちらのほうには現在のところはそういったものは上がってきておりません。この情報、要望が今のところ上がってこないことを考えますと、ごみ出しが困難な方、あるいは困難な世帯の方々は他の方法、手段として先ほど議員のほうからも出ましたように、支援をしてくださる方々がいらっしゃるのではないかと考えております。例えば近隣の方とか家族だったり親戚だったり、あるいは先ほど言われました訪問介護員、ヘルパーといった方々の支援協力をいただいて支援体制ができていないのではないかと考えております。そういったことから現在のところは困難世帯への個別のごみ収集は行っておりません。

以上です。

5番（児玉智博君） 今日御紹介したいのが、熊本市が行っておりますふれあい収集という個別収集なんですよね。これをぜひ検討していただけないかというふうに思うわけです。まず前提となるのが、熊本市の場合は家族が同居している場合は利用できないと、そういう要介護認定を受けているようなお年寄りだけの世帯、お年寄り夫婦であったりとか一人住まいとか、あるいは身体障害者手帳の交付を受けている人とか、非常に本当に大変な人たち向けなんです。それですね、やはり私は例えばホームヘルプサービスを現に受けているような人であったとしても、限られた時間でヘルパーに料理をつくってもらったりとか、掃除とか買物であったりとかいろんなことを頼まなければならないわけですよ。そうした中で、やはりごみ出しをこういうふれあい収集サービスを行うことにより、別のことをお願いできるようにもなるわけですし、そういう本当に歩行が困難な人がいることも確認しているけれども、要望が来ないから何とか回っているんだろうということでしたけれども、今から先2025年までが高齢者が一番多くなる時代を迎えるわけですが、やはり本当高齢者が高齢者をみる時代になっていけば、課長のようなことを言っていられないような時代というのはもう目前に来ていると思うんです。それですね、ふれあい収集の非常に優れていると思う部分のところは、家の玄関先まではその人の責任で出しておかないといけない。それが出たければごみ収集の人が個別に収集をして回るといふものなんですけれども、希望をすればごみが出てなかったら何かあったときだから、私が離れたところに住んでいる息子さんの連絡先とか親せきとか兄弟とかの連絡先を伝えておいて、何かあったときはそこに連絡してくださいということで、実際に何かあったときに連絡が届くような仕組みも一緒につくられているわけなんです。やはり、小国町もこれはやはり考えていくべきじゃないかなと思うわけですが、検討をいただけないでしょうか。

議長（渡邊誠次君） 児玉議員に申し上げます。残り時間少々ですので、簡潔にお願いいたします。

住民課長（石原誠慈君） 熊本のふれあい収集ですが、今熊本市のホームページでも掲載をしております。内容等は先言われました困難世帯に対しての支援ということだと思います。今個別収集については、地域性もありますし、確かにおっしゃるように高齢化となるとそういう世帯も増え

て来るかと思えます。先ほども言いましたように多くの要望と情報等があれば今後考えていかなければいけないと思っております。

町長（北里耕亮君） 簡潔にお答えします。もしそれをするのであれば、広域行政との調整が一番大事でありますし、まず、その困難世帯一人一人をお調べするのは難しいかもしれませんが、出す収集場所の距離とか少し調査が必要かなとも思っております。即いたしますという答えにはなりませんけれども、そういう情報があるということは把握させていただきまして、その困っている方に対しては優しい施策だなとは思っておりますが、把握だけさせていただきたいというふうに思っております。

5番（児玉智博君） ぜひ把握をして今言われたようにごみ収集が広域行政組合での事業となっておりますので、そこでの協議もいりますので、ぜひですね、ほかの市町村長の方なんかとも意見交換をしていただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。やはり、その要望が出てから始めようというふうになるとなかなか余裕がないわけですよ。まだ要望が出る前から、それに備えて心づもりをしておくとか、そういうふうにしておきますと、万が一これが必要となったときに即座に対応できると思っておりますので、ぜひ前向きに考えていただきたいということを申し上げまして質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。11時10分から再開をいたします。

（午前11時02分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（渡邊誠次君） 2番、大塚英博議員登壇を願います。

2番（大塚英博君） 2番の大塚英博でございます。今回も3つのテーマに分けて質問をさせていただきます。

まず、1つ目のテーマの雨水対策としての道路の敷設されています側溝について質問していきたいと思えます。

梅雨に入り、大雨が心配される時期でございます。そういう中で町内を見渡しますと道路沿いにある側溝というものが両面ある場合と片面しかない場合、それとかこういうところに側溝があったらいいなと思う場所が多々ございます。そういう中で、県とか国を含めて側溝の設置の基準というものがあればお尋ねしたいと思えます。

建設課長（佐藤彰治君） はい、側溝設計での基準ということでございます。近年ではですね、道路改良等につきましては、雨水対策ということで必ず側溝を敷設した改良計画を立てているところがございます。従来からある道路については、片側側溝であるとかというような箇所もあるかとは思えます。それにつきましては、道路の片勾配、勾配であるとかですね、そういった構造上の

既存の様子を見て設置されているものだと思いますし、それにあわせて町の方でも敷設替え等も行っているところがございます。

設計につきましては、あくまで道路の設計をする段階におきまして、道路の表面水をとるのが一つの大きな道路側溝の役目でございますので、そうした道路の面積とか勾配に応じて、側溝のどれだけ流量が必要なのかという。ただ、やたらめったら大きいものをつくればいいということではないものですから、もちろんコストの面もありますし、用地の問題もございますので必要最小限の算定に基づいて、道路の表面水の面積等に応じてその断面を決定しているというようなところがございます。

以上です。

2番（大塚英博君） 従来ですね、側溝というものは道路上にあふれた水というものを側溝の中に流して、それが民家であったりほかのものに影響を与えないようにというのが原則ではなかろうかと思います。ところが最近では、道路舗装工事の中でかさ上げがされ、今さっき言われましたような、片面だけに水が流れているような状況からはずれて両面に流れ出るということも考えられております。そういう中で、その水によって被害を被る、そういうことも町内を見ますと、本当に大水が出たときに家の中に入ってきている状況を見ますと、やっぱりこのことに対しては早急に対策を考えなければいけないのじゃなかろうかと思います。そういう中で、このことについてどのような考えを持っているかお聞きしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） 道路の側溝の閉塞というようなことのお尋ねだろうと思います。近年では、先ほどおっしゃったような集中的な時間雨量の、短時間での大量の雨が降るといような状況は近年稀に起きているところがございます。そうしたときに道路が、当然側溝が詰まっていれば側溝から当然水がはけきれませんので、道路上に出てくるとか、あるいは隣接している住宅のほうに寄ってくるというような状況は把握しているところがございます。

町道に接しております側溝というのは道路附帯構造物ということで、施設としては排水構造物は町のほうで一応管理しているところがございますが、こういう時期あるいはこういう時期後には、そうした箇所があるところについては、こちらのほうで側溝の側溝ざらいといいますか、そうした諸々の対応はしているところがございますが、いかんせん町道もかなりの側溝の延長がございます。300キロある中で一部側溝が町中に集中していたり、近郊に集中していたりというような状況がありますので、山間部は別といたしましても、そうした町中の水害対策については町のほうでそういった閉塞物の状況、そうしたものは対応していきたいというふうに思っているところがございます。そうした箇所があるようであれば、また側溝がないからというような箇所もあるかと思えます。そうした分については、また個別の対応に必要な箇所であれば、側溝敷設であるとかというようなことも考えていきたいというふうに思っているところがございます。

以上です。

2番（大塚英博君） 昔の道路というのは、町道の中でも側溝がまだ敷設されてなくて、それを自分で処理をしているというのも見受けられますので、今お答えになったように新しくそういうところ、本当に住民からの要望があったところに対しては、真摯に受け止めてそういうふうなことに対処していただければと考えております。

もう1点はですね、それから少し離れたところに対して、例えば側溝そのものに対して土砂が堆積して、そこに草が生えてそのままの状態で見受けられます。そういうのも見受けられます。そういう中で、道路の維持管理というものについては、どちらがするかということになると行政の守備範囲というものもありますけれども、やっぱりそれによってあふれた水というものが、ほかのものいろいろなところに対して被害を影響を与える可能性もございますので、これもやっぱり住民からの要望等がございましたら真摯に受け止めて、それに対して対応していただきたいと重ねてお願いを申し上げます。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃるように、そうした箇所もなかなか今コンクリート蓋を被せてある箇所が町中では特に多いと思います。それぞれの分岐点においては、グレーチングとかいうような部分で水対応しておりますけれども、なかなかコンクリート蓋というのが維持管理が非常にやりにくい構造でございます。しかしながら、開渠にしとけば脱輪したり、あるいは子どもが落ち込んだりというようなこともございますので、そこらあたりがなかなか裏腹なところがございますけれども、特に冠水が目立つようなところは目に見えて道路上でわかりますので、特に巡視の中で道路の閉塞について、そうした閉塞物の状況とかそうしたものについては特に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

町長（北里耕亮君） 町道の側溝はおっしゃるとおり町の維持管理の部分にはありますけれども、地元の方々の協力を得ながらしている部分が多うございます。過去大字あたりでは道づくりのときに見ていただいて、そのときに一緒に区役として作業していただいている部分もありますので、できれば町といたしましては、先ほど建設課長が言いましたように、相当距離もありますものですから、引き続き地元の方や組や部の御協力を得ながら一緒になってやっていきたいというふうに思っておりますので、議員のほうも何か地元からそういう部分があれば、ぜひ地元の御協力もということで口添えしていただけるとありがたいなというふうに思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） 側溝によく似たのが水路というのがあります。農業用水路ですね。このことについてもよく最近の雨の量というのがひどいもので、ごみが溜まったが故にあふれて道路に流れ出るといふ、そういうことを考えたときには、果たして道路の水路の大きさが果たしてよかったのかそういうことも考えられます。またそういうふうな場面もこれから先、幾多として側溝だけじゃなくて水路のことについても住民からの要望というものがたぶんあると思います。そう

ということについても善処に対処していただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） はい、水路には世話人とかいらっしやいますけれども、その部分についても様々な区役というか、そういった維持管理で集落の方が出ていただく部分もあると思いますけれども、役場には人員にも限りがありますし、財源にも限りがありますものですから、ぜひそういった集落や地元の方の御協力をいただきたいというふうに思っております。なかなか行政には限りがありますものですから、一緒になって地域づくりをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（大塚英博君） それでは、2つのテーマについての鍋ヶ滝の現状と今後の課題について質問をしてみたいです。

今現在、鍋ヶ滝公園の上のほうの駐車場が整備をされております。そういった中で地域の下滴水線、要するに生活道という中で2つの橋がございます。その橋の改修とか架け替えとか、特にまた道路の拡張工事というものがどのようにこれから推移していくのか、まずお聞きしたいと思います。

建設課長（佐藤彰治君） おっしゃっている路線は下滴水線の道路改良工事だと思います。以前にもちょっとお話をさせていただいたことがあるかと思いますが、あくまで地元の集落の生活道路ということでスタートした改良事業でございますので、ではあります近年御存じのとおり鍋ヶ滝の観光客が増えたということで、実は中の山角の天神橋ですね、こちらのほうは当初改良計画の中にはございませでした。しかしながら近年のそういった状況の中で、新たに計画の中に追加で架け替えを考えていこうというところで、奥の下滴水橋については当初計画にございますので、そちらのほうは道路改良の中で下滴水線の現道路改良工事の中で架け替えをやっていきます。なおかつ先ほど言いましたとおり天神橋についても幅員が非常に、それと今点検しております橋りょう点検とかいうような成果の部分で、あまりよろしくないという結果もありますし、現在の幅員では離合もできないというような状況もございしますので、あわせてそちらも追加して、橋りょう工事2橋を架け替え、道路改良事業に基づいて社公金で架け替えを計画しているところでございます。

以上です。

2番（大塚英博君） 鍋ヶ滝の入場者数が今年の4月に300円に値上げをして、そのあと去年並みに推移をしているという状況をお聞きしましてほっとしているところでございます。そういう中で地域住民の方たちというのは、非常にやっぱりその恩恵というか、そのためにも道路の整備であったりいろんな面に対して協力を得なければならないところが多々にあると思います。それも含めて、何とか地域の方たちが鍋ヶ滝公園のおかげで恩恵を受けるというのが実際形に現れるようなことも、これから先考える必要があるのではなかろうかと思いますが、その点につ

いてどう考えておられますか。

情報課長（北里慎治君） はい、御質問につきましてお答えさせていただきたいと思います。今現在の鍋ヶ滝周辺工事につきましては、第3駐車場75台分を大体7月の終わりぐらいをめどに竣工しようということで工事に入っております。そして完成することによって、第1駐車場31台、第2駐車場17台、合わせて123台の駐車が可能ということになります。

また先ほど言われました道路の改良ということにも関連しますが、何分地元の方には観光客の皆さま方が集落を通りますものですから、かなり騒音とかいろんな面で御迷惑かけているということもあまして、執行部としましてもバイパス計画ということで山角方面、下鶴方面、その辺の路線を通らずに1本バイパスができないかということで検討をしております。現在のところ構想的なものは終わってしまして、地元の世話人たちには説明が終わっております。1本通すことによりまして、今後これを実施計画、地権者の方たちの了承、あるいは用地交渉等々終わりましたら、来年度以降にはバイパス工事ということを計画できるんじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

2番（大塚英博君） 今言われましたようにバイパス計画、その完成までというものは今からちょっと少し先になるかと思えます。その前に今シャトルバスが善三美術館じゃなくて蓬莱小学校グラウンドから発着されております。ところが善三美術館から蓬莱小学校までの渋滞というものは何ら一つも変わってはございません。この中で新しい駐車場ができて、たぶん同じような形でシャトルバスというものが運行されていくなれば、これから先いろんな観光開発等に対しての旅行者の取り組みとかいろんなものが出てくるかと思えます。その中に対処していけない、非常に渋滞を巻き起こす。そういう中で今の体育館というものからの中継のシャトルバスは、他に以前も質問があったように、何かその渋滞を解消する方向に考えていただいているのかどうか、今から考えていくのかどうか、この件についてお聞きしたいと思えます。

情報課長（北里慎治君） はい、いつも毎年のごとでございますけど、4月のゴールデンウィークと申しますか、その前に地元の方、周辺の方をお招きしましての地元説明会というのを開催させていただいております。これは30年度の資料でございますけれど、今年につきましては、そういったゴールデンウィークあるいはお盆の時期、あとは秋の行楽シーズン等々につきまして、シャトルバスの運用につきましては延べ109台ほど予定をしております。そして警備員を配置しまして、延べ324人と、こういったことを地元の方には重々説明していただいて、そのときにいろんな御意見もいただいておりますが、なるべく反映して地元の方には御迷惑をかけないようにということで私どもも注意しております。もちろん予定してないときもありますけれども、要望があれば当然そういった警備員、シャトルバスについても運行は可能というふうにしておりますので、そういったことで御理解をいただいているということでございます。また地元の方には

世話人を通じまして連携というか連絡は密にしておりますので、いろいろなことがありましたら私どもで受けて、なるべく解決につながるようにしていきたいと思っています。

以上です。

2番（大塚英博君） 住民からの情報ということで、ちょっと要望というか、その説明会の中で今蓬萊小学校のグラウンドとか例えば体育館とか校舎跡とかいうものの、校舎の要するに有効利用とか、そういうふうなものの取り組みということに対しては意見はあっているかどうかお聞きしたいと思います。

情報課長（北里慎治君） はい、一応校舎の1階部分になりますけど、ちょうど低学年棟といいますか、そちらとの間のところにトイレ等がありましたので、それを改修して洋式にするということはさせていただいております。そしてそのところのプールの前あたりを発着所にして鍋ヶ滝までの運行という形でさせていただいております。校舎については、そのときの要望というのがいろいろ話を聞く限りは出ておりませんでしたので、シャトルバスについての要望ということはこちらで受けております。

以上です。

2番（大塚英博君） 先ほども言いましたように、一応地元に戻元をすることからいきますと、このグラウンドであったりそういうふうな校舎であったり、体育館というものをやっぱり地元のために使っていただくような新たな設備とか、そういうものをやっぱり還元する方向も必要ではなかろうかと。そして故に鍋ヶ滝ということが地元で恩恵をもたらしているということがはっきりわかれば、私はこの開発に対しては非常に進んで前向きに取り組めるのではなかろうかと、これが一つの前提ではなかろうかと思えます。そのことについてお考えをお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） はい、校舎については耐震化ができておりませんし、各小学校跡地の中でも特に蓬萊小学校の傷みが他校に比べて激しいので、使用はできるだけ控えていただくような形で御説明させていただいております。そういう中で利用というのは地元住民の方も一定の御理解をいただいている中で、じゃ何かに使おうとかそういう部分のお声は役場のほうには届いてはおりません。

あと還元という意味で、あまり町としての基本的な考え方は鍋ヶ滝公園、確かに地元の大変な御理解、御協力をいただいておりますが、町全体の公園整備、町全体の観光名所ということで、今実際鍋ヶ滝があるから小国町に行こうというきっかけにも、それぐらいの話題になっているところでもありますので、だからといってこの鍋ヶ滝周辺のところには何か物理的な還元という、御迷惑をかけるのは一番いけません、それ以上の何かというのは町としては考えておりません。ただそうは言っても密な連絡はとらせていただいて、何か不備があるところはということでトイレの改修とか、そういった部分は積極的にさせていただいている中ではございます。

2番（大塚英博君） 今話を聞きましてですね、耐震化ができてないからできないということじゃなくて、耐震化というよりもその建物そのものを全く別なものに変化させるとか、そういうこともこれから先は考えてもいいんじゃないかなと私は考えております。要は、これから先の観光開発という中で、情報課の中にいろんな開発を、旅行者からの問い合わせに対してのいろんなところからのピストン輸送であったりそういうもの、そして今度新しくバイパスというものができ。このバイパスというものが完成するまでの間と同時に、完成を早めるためにも、やっぱりその思いというものは非常に大事なところではないかなと思います。

一応鍋ヶ滝公園の質問はこのくらいにしまして、3つめのテーマの創生についての思いというものについて話をしていきたいと思います。最近聞きましたのは、秋祭りというものが今年はどうなるかわからないというのを耳にします。また、夏祭りが今のけやき広場と状況においてどのようになっているかということもお聞きします。この件についてわかった範囲内でお答えをしていただきたいと思います。

情報課長（北里慎治君） 祭りにつきまして御質問がありましたので、お答えさせていただきたいと思います。

まず秋祭りにつきましては、昨年までは商工会青年部が主催ということになりまして実行委員会組織を立ち上げまして、町内宮原地区を主にパレード等行っていったと思います。今年につきましては、商工会青年部の実態的にかなり人数が減ってきているという現状がありまして、なかなか商工会青年部ではもてないというような意見から、町、実行委員長は町長が受けまして、実行委員の中身はそのままにしまして実行委員長を町長ということに話がなりまして、あとは事務局としましては商工会青年部もそうですけれども、私たち役場、私ども情報課のほうも一緒になって行っていくということで、先月に1回実行委員会を開きまして、今年が一番街を中心にしてやろうということで大体の方向性は決まったところです。2回目、3回目というのは今月末ぐらいから随時会合を開いていくというような形になっておりまして、そのあたり煮詰まっていくものと思っております。

夏祭りにつきましては、先ほど議員がおっしゃったとおりこのけやき広場を使っていたということでございますが、商工会青年部が主体として自分たちで企画計画をしてやっておりましたので、ちょっと今のところ中身が今後どうなるのかというのは私どもには入ってきておりません。ただ、今年はやりたい、やりますということは聞いております。

以上でございます。

2番（大塚英博君） 人口減少という中で非常に小国町がこれから先心配している中で、今までのいろんなイベントというものがツーデーマーチであったり、マウンテンバイクであったり、いろんなイベントというものが、例えば全九州の卓球大会であったり、そういうものが外から来るお客様にどうか、そういう方たちを誘引したことが最近はないように感じます。ましてや今度の

秋祭りにしても夏祭りにしてもそのことに対しては非常にさみしい限りでございます。町を元気に、町を活性化、そういう豊かなまちづくりという中で、そういうふうなことが進んでいけば、やっぱりこれから先の小国町に対しての魅力というか、そういうものを新たにまた形成するには時間がかかるのではないかと思います。

そこで今殿町火災後の現場、下町のほうにおいては新しく開発センターというものが新しい庁舎が建設されております。同時に対面のほうにおいては、あの空き地のまま、そのままになっている状況でございます。私は前の一般質問のときに言いましたように、必ず整地だけはしておいてくださいということを再三申し上げました。この整地ということは新たな発想というか、あれを生むものです。現に今駐車場不足によっていろいろ各方面に流れております。それと同時に今度の秋祭りにしても夏祭りにしても、今の敷地というものが広大に活かされたら、また地主の許可を得て活かせることができたなら、私は復興という中で新たな道を開けたのではなかろうかと思っております。

再度このことについて町長にお尋ねします。このままでは、殿町火災の跡はどのようになるか不安でたまりません。町としてというよりも何をやっぱりあの場所に望んでいるのか。そういうものを聞くことによって新たな起爆剤にさせていただきたいと、これは私からの願いでございますが、その点について再度お尋ねします。あれを町は全く無関係に放り投げるのか、それとも町がかかわりながらあの中で地域の活性化を起こすのか、この件についてお答えをお願いします。

町長（北里耕亮君） 少し話題としては、デリケートな話題になりますので事前にお話いただけない部分もありましたものですから、答えがしづらい部分ではありますけれども、基本的には前回議員が質問されたときに答えたとおりの部分であります。あくまで民地でございますので、その土地所有者の方の意思をそぐような、町が勝手に絵をかくようなことはこれはできないという部分はおわかりになるかと思いますけれども。ただそういう中でも火災の跡地という部分でありますものから、町の中心地のどういうビジョンになるかというのは、その所有者の方々と打ち合わせをしながらですね、ただあくまで所有者の方のものでありますから、そういう部分を中心に今後どういうふうに展開をするならということで、今現在話し合いを行っている途中であります。それは継続をしております。ただあまり急ぎすぎて、何か違う一体的にという部分が、土地を利用するというのはデリケートな話で、一体的に利用するのであれば、皆が合意をしなければなりません。Aさんは別の動き、Bさんは別の動きではまともりませんので、慎重にですね。ただこういった質問を議会でなされるとこれは放送されますので、なかなか難しい部分があるというのは以前も言ったかとは思いますが、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。非常に簡単な問題ではないという部分をですね、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

2番（大塚英博君） わかりました。期待をしております。

もう1点はですね、私は最初になった当初にですね、大観峰のトンネルのことを話したと思います。私はこれは頭から消えません。今でこそ、その膨らみというか、その希望というものは膨れ上がっております。それはなぜならば、これから先の人口減少を食い止める一つの方策としては1時間圏内に熊本市内に行ける、そして同時に阿蘇という阿蘇のブランドという中で、阿蘇は一つという中で行動していかなければならない。考えた場合において、あのトンネルというのは高森から来る、小国に来る、果たして一の宮から小国に来る、小国のものが高森に行く、そういう面において、交通アクセスとして1時間圏内に行ける距離でございます、トンネルができれば。これは今まで町長がおっしゃいましたように、これは期成会というものをつくって、何とかそういう働きかけの中でいきたいというふうな話もございましたけれども、この期成会というものが現在どのような形で進んでいるか、私はまだそこのところまではわかっておりませんが、この今、期成会というものが今できているかどうか、お答えできればお答えいただきたいと思います。

町長（北里耕亮君） この分野についてもちょっとお話はいただいておりますでした。わかる範囲で答えますが、以前議会の方からも大観峰トンネルはということで御発言をいただきまして、確かにそれがきっかけとなって小国町、南小国町、阿蘇市、3町村の建設部門担当の職員で打ち合わせをしまして、仮にどういうルートがあるとかそういう部分での検討をされました。入口・出口、どちらが入口で、どちらが出口というのはわかりませんが、阿蘇市が該当市でありますし、南小国町がその入口というかですね、ですね出口になりましょうか、その穴の部分になると思いますので、ただ小国町も側面から支えるという部分で一緒になってやっていきたいと思います。ただ正式には、期成会は結論ですけれどもできておりません。それはやはり2年前に地震がありまして、現在の状況、議員もおわかりになるかと思いますが、二重峠トンネルから57号北回りのトンネルを鋭意そこは集中をしながら復興というか災害対策ということでしております。また国のほうでは、中九州部門でも関連がありますが、滝室坂こういった部分も来月には着工ということでありますが、そういった大変大きな事業のときに、なかなか新しい話題というのは言いにくい部分になっているかと思いますが、ただそれは直接は関係ありませんので、将来的な小国郷の部分でビジョンとして、一つ持つておくのはやぶさかではないので、小国町といたしましてもそういった担当者レベルの部分をもう一步広げていく、そういう部分は大事なというふうな認識だけはしております。

以上です。

2番（大塚英博君） そういう期成会が出来ていない中ということは、私は町が恩恵をそれによって受けるということであれば、やっぱり町長自らがその先頭に立って、そしてそのことに対してやっぱり前向きに行くということが、私は必要ではなかったのかなと考えます。なぜならば、私たちの議員のというよりも、行政の長とある方たちというものが、本気でそのことに対して真正面から動くならば、これは住民もちろん全ての人たちを巻き込んだ大きな結束になるかと思

ます。そういう意味において、町長も辞められるという話を聞きましたけれども、あと少しの間でございます。そういう思いというものをやっぱり一つ残していただきたい。そしてそれがなければ小国町の発展はないんだというぐらいの期待を持って、いろんな各団体から各政治家もおられますので、そういうものをみながら小国町の再生のためにやっていただきたいとお願いを申し上げます。

もう1点で3点になりますけれども、その1点については、一つは地熱開発のことについて私にはなった当初触れたと思います。小国町の財政を豊かにするためには、地熱開発じゃないと再三申し上げてきました。今の現在において財政的な収入というものが地熱において若干あるかと思えますけれども、わかる範囲内でございますが急激に増えているかどうかお聞きしたいと思います。

町長（北里耕亮君） 先ほどの大観峰トンネルの部分であります、ビジョンとしては持つという部分でありますけれども、これは、期成会というのはただ会をつくればいいというものではなくて、ある程度の効果であったり、データを会をつくる前の部分でも調べなければいけません。もう一つは、あと熊本県行政、県とも打ち合わせをしながらどこに最終的にタッチするか、どういう理由で絶対的な必要性と、やっぱり100億円以上の部分、トンネルですからちょっとわかりません。わかりませんが、ものすごい財政的な部分がありますので、ただ会をつくればいいというものではなくて、そこにはしっかりした裏付けが必要でございます。そういった部分もビジョンとしては持ちますけれども、議員が言うようなというか、失礼しました御発言いただいているその思いはわかりますけれども、県とまた様々な機関とも打ち合わせをしながら、またそれも慎重に進めない、ただつくってという部分では、中身の詰まったものにならないのかなというのは思っております。

次に地熱開発であります、地熱については推進をしていきたいというのは、私従来から思っております、今民間事業者が展開をされております。町としても何らかの形で地熱の温水、温泉熱利用、それから将来的には系統連携の問題がありますから、発電事業なかなか難しいとは思いますが、何らかの形で展開をしていきたいというふうには思っております。町がかかわっていないので売り上げがどうだというのはちょっとわかりません。

2番（大塚英博君） たぶん固定資産税の収入とか、いろんな各所得税の収入とかそういうようなものだと思いますけれども、本当の小国町の資源である地熱ということに対して、小国町がかかわっていないからということもありますけれども、やっぱり財政的に地熱によって小国町は豊かになるよ、なったなということになるようにですね、何らかの方策というものも考えていってもいいのではないかと考えました。

これで今までの3つのテーマに沿った質問を全て終了いたします。これで終わります。

町長（北里耕亮君） いろいろな産業の生業という部分はですね、大変いい御意見をいただいてお

ります。また町も地熱の推進等は繰り返しのようになりますが進めていきたいと思いますが、ただこちらでも地下の部分でありますし、地元の住民の方や温泉の旅館経営者、家族風呂経営者、様々事業されている方もいます。過去において非常にデリケートな話題を経験した町でもありますので、それは議員も御存じだと思いますが、全てにおいてやっぱり慎重にですね、ビジョンも大事、それを考えるにあたっては反面やっぱりいろんな調査をしたり、裏付けをとったり地元で密に話をしたり慎重な動きが大事であろうというふうに思いますので、議会の後押しもいただきたいという部分はありますけれども、その慎重さが大事ということは御理解をいただきたいというふうに思っております。町としてしっかりやっていきたいと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（渡邊誠次君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後は1時から再開をいたします。

（午前11時54分）

議長（渡邊誠次君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

議長（渡邊誠次君） 9番、熊谷博行議員登壇を願います。

9番（熊谷博行君） はい、9番熊谷です。本日最後の質問者になりました。今回はわずか3名。どういう理由かわかりませんが、議会は何名かまたさみしいものでございます。では質問に入ります。

平成23年4月より開始されています、光ファイバーネットワークサービス、CATV及び諸々ですね。7年前の説明会では、記憶が正しければインターネットを各戸に引き、一人暮らしの家庭のサポート及び病院と家庭を結んだようなサービスを進めていきたいというような説明がありました。その点について今後どのようにお考えかお聞きしたいです。

情報課長（北里慎治君） はい、お答えしたいと思います。今議員がおっしゃいました通り平成23年から供用開始をして、今年が7年目を迎えております。当時のことで、いろいろ話を確認したところによりますと、当時としましては、地デジ方式になるということでもまずインターネットの回線並びに映像を送る、それとFMで送るということでの3つ。ここに絞った形での普及ということを行っております。やはり補助対象ということになってきた段階でそういうことになったものだろうということでも理解しております。

先ほど議員がおっしゃいました公立病院等と一人暮らしについての等々ということでも、そこを結ぶことにつきまして、実は当時の話等を聞きますと、要するにその作業というのは別の事業にのっけるというような形で、当時それと同時進行はなかなか難しかったようなことでございます。それにつきまして今度7年目を迎えて今現在の機器、設備が役場の中にはありますが、7年たつてくると耐用年数等々でそろそろ準備しておいたほうがいいという話にもなっている中でございまして、現在業者ともいかなるどういった付加、そういうふうなサービスをできるようにする

かということで、実は今月末ぐらいから協議をするように段取りをしているところでございます。今、総務省並びにほかの省庁につきましても、今役場のほうにはたくさんこういった紹介が来ております。こういうことができますこういうことができますとかいうですね。それにつきまして中身を読んでみますと、かなり光を使いましたいろんな作業というのが見えてくるわけでございますが、残念ながらちょっと補助的に少ないのもございまして、2分の1とか、3分の1とか上限が決まっているとか、そういうのもございまして、もう少しそのあたりを精査して行って、小国町にはどういったものの対応がいいのか、せつかく光を引いてからどういうものがあるかというのを今後いろんな省庁の事業もございまして、検討していかなくちゃいけないだろうなというふうに思っております。

以上でございます。

町長（北里耕亮君） 少し補足をさせていただきます。まず大きく2つありまして、ただいま課長が答弁したように更新をすると、これはしていこうというふうに思っております。

次、将来的な方向性と23年に少し地元説明、集落説明のときに話題にしました光ケーブルとは何ぞやの部分から説明した折に、インターネットの高速回線ができますよとか、ある地域においては県外の例ですが、双方向サービスとってですね、一人暮らしや高齢者の二世帯の部分に例えば病院と御家庭でホットラインと申すまいでしょうか、そしてその高齢者の一人暮らしの方が最近の健康状態はどうだということを伝えて、保健師や病院がどう答えるか。全国ではそういう例もありますから、そういった部分も将来的には技術的には可能です。そういうような説明をした記憶はあります。ただ先ほど課長が答弁したように、地デジの部分の取り組みをまずはさせていただきたいということで、あの当時総理大臣は麻生さんだったかと思いますが、地域情報格差補助事業という9割補助という大変有利な補助事業にのってやったわけでございます。

次のビジョ的な話ですが、次はやはり双方向の事業にぜひ取り組んでいくべきではないかなというふうな思いは町としてもしておりますが、先ほど言ったように補助残の部分はどうしていくかというような部分がまたあると思います。先進地で他町村や県外のいろいろな取り組みをされている自治体もありますので、また行政としては先進地研修などをしていながらですね、小国町に合った事業に取り組んでいきたいというふうに思っております。

9番（熊谷博行君） はい、説明はわかりませんが、いつ何年経てばできるのかの先の見えないような答弁だったのですが。まずですね、どこかにモデル的に一つ、二つしてみるとかですね、全部の家に引っ張るのじゃなくて、今各自インターネットを引いている方がいっぱいいますので、そこちょっとしてみるとか、そういう前に進むようなことをやっていけばですね、一気にやろうと申すとお金がかかる。諸々があれば、なかなか今すぐしろとか何年の何月何日にできるとかいう、そういう約束事を言わないんですが、いつできるかもわからないのに、また7年かかるのか何年かかるのか。7年かかって総務課長なんか3人も替わっていますが、いつできるかの大体

の目安というのを立ててくれれば期待も持てるし、それにあわせていろいろ進めるとは思います、いかがですか。

町長（北里耕亮君） 双方向スタイルといっても幾つか方法論がありまして、ぜひ議会でもそのあたりは他町村や他県でいい例がありますので、また御覧になっていただきたいというふうにも思いますけれども、タブレットを使っている自治体もありますが、なかなか高齢者には画面が小さいタブレットという部分がありますけれども、字が見えにくかったり使い方がわからないというような部分もあるやに先進地の事例を私が見に行ったときには、そういう報告を受けました。わかりやすいやり方で、今議員言われるようにモデル地域という部分もあるんですが、制度として1件、2件を試しにという部分でできるかどうかはまだ検討が必要かというふうに思います。どういう方法論をとるかというのが定まった段階で、今度は年次計画という部分をやっていきたいと思いますが、今ここでは何年度にはやりますというのは、まだちょっとそこまでの検討には至っておりません。

あとはSTBという専門チャンネルを見る部分を希望によって、今現在取りつけておりますが、あれも5年が区切りでそれを更新するかどうかは検討しなければいけません。その部分でその代わりに、双方向機械をつけるかとかいろんな検討もありますので、引き続きこれは議会とも意見交換をさせていただきながら、取り決めていきたいというふうに思っております。ぜひ議会の皆さま方も高齢者だけではありませんけれども、高齢者の方にも使いやすい、ただこれが成功すれば非常に高齢者の生活も安心して、今ポット何かにもですね、お年寄り元気とかいうサインがでるような部分もあるやに聞いていますけれども、複雑な仕組みから簡単な仕組みいろいろ選べるとは思いますので、引き続き意見交換をさせていただきたいというふうに思います。

9番（熊谷博行君） この件は期待して待っていますので、ぜひ実現化できるように、また最後の町長の宿題として、次の町長に必ず言ってもらえますようお願いしておきます。

それでは、2つ目の、今、農林業後継者とか担い手育成には町が助成金を出していますが、もちろん商工観光業もそんなに楽な運用をしているわけではございません。商工観光への助成金というのはお考えがあるかないかお尋ねします。

情報課長（北里慎治君） はい、お答えしたいと思います。現在、商工観光関係で補助金という形でお出ししているのは小国町創業支援事業補助金、新規に取り組む場合の、開業する場合に必要な資金として店舗の改装とかそういうのに使う分で総額250万円以上のものに対して、上限30万円の補助ということになっております。これは平成28年度には2件、29年度には4件の実績がございます。

そしてもう一つは小国町資格取得支援事業補助金としまして、町内の技術者、技能労働者への人材育成を図り、人材の定着や事業活動の活性化を図るため従業員の施工管理技士の資格取得費用を負担する事業者に対して予算の範囲内ということと上限3万円の2分の1ということで、

この2本今現在は補助をさせていただいているのが現状でございます。

9番（熊谷博行君） はい、その2つがあるのは知っていますが、初めのお金も新規にしないと出ない、新しく会社をつくっても新創業じゃないから出ないとかいうパターンで断られるというのは聞きました。

それとあと免許取得の助成金、これはもっと広く説明するなりいろいろしないと、まず使っていないという現状だと思います。建設業等々に直接郵送なりでこういうシステムがあるというのを教えないと、まず農業の方も私が免許取りにいったときに来ていました。もう10万円ぐらい使って玉掛け、移動式クレーン諸々取ったときは、「ああ、残念でしたね」と言ったんですが、そういう事業があるのを町民割と知りませんので、どうかもっとPRして農業関係者から林業建設業までずっと広めていっていただきたいと思います。

そのまままた質問にいけますが、町の観光地付近にはかなりの看板、矢印、観光案内マップやありますが、中にですね、残念なことに支柱が腐れ倒れかかっている看板、一つ言いましょうか。中尾入口の右側の看板なんか後ろにだいぶ倒れかかっております。台風で飛んできて、車に当たれば町の責任ですが、そういうところのパトロールじゃない維持管理をしているわけじゃないですね。ああいう感じになっていますので。そういうところをやっぱり今からしていかないと、本当に看板で事故に遭ったりするんですよ。工事中の看板でも飛んだら車に当たれば業者が負担をするというのがルールですので、しっかり維持管理していただいて、一番残念だったのはですね、林間広場の入口の頭にアイがついた数百万円もするようなグッドデザイン賞をもらった看板、それと県境の麻生釣近くの同じもの。何年も清掃ができていない、更新ができていない、ただちょっと上を見て小国町の地図を見るのが精いっぱい。あんな立派な観光案内看板があるのに何一つ更新ができてないというのがこの間見に行つて残念でございました。今後どういう取り組みをしていくのか説明ください。

情報課長（北里慎治君） 全く御指摘のとおりでございます。ありがとうございます。かなりいろんな状況を確認しましたところ、年に1回から2回、目視程度で行っていたというのが現状でございます。おっしゃるとおり平成20年ぐらいをピーク全部で大体観光についての看板を、全部で46カ所ほど立てております。先ほど議員がおっしゃいましたインフォメーション機能を兼ねた看板が5カ所。これは先ほどありました林間広場入口、麻生釣と室原、杖立温泉、涌蓋温泉というような状況で設置をさせていただいております。私たちの課としての中で検討したときに、やはりどこか緩みがあったんじゃないかということで、御指摘のとおり看板等でもし事故があったときは、全責任が町に来ます。私どもとしましても、今一度気合いを入れましてその辺は十分監視して、一つ一つ確認するように今指示をしております。実際かなり、昔のは木でつくっておりますので、基礎部分がだいぶ傷んでいると、周りが鉄でしてるんですけど、中身は木でしていますので、枠のところ少し隙間が出ていたりとか、そういったのが最近になって見えておりま

す。インフォメーションにつきましても、せっかくいろいろ小国町で取り組みがあっているのに  
もかかわらず、やっぱりそのままになっていたと、あの欄にマグネットでも貼ってなかったとい  
う現状もごさいます。私どもとしましても少し気合いを入れまして、もう一度安全管理なおかつ  
そういった観光面につきましても重々気を付けましてやっていきたいというふうに思っておりま  
す。46カ所をできるだけ早急に、全部確認してやりたいというふうに思っております。

御指摘ありがとうございました。

9番（熊谷博行君） はい、早急にこういうときにですね、ボランティアを募るべきなんですよ。  
カーブミラーを磨くとかガードレールを磨くだけがボランティアでございませぬので、いろいろ  
ついでに、ついでといたら申し訳ないんですが、ついでに一緒をお願いしますと。どうせ頭を  
下げるのであれば一緒にしていただけるところもありますので、そういうときにすればいいと思  
います。せっかく観光で今から一生懸命やっついこうと考えている中、せっかくの案内看板があ  
んなふうじゃさみしいものでございませぬ。

最後になりましたが、今年度4月より小学校の部活動が社会体育に移行するとなっていると思  
います。この間の説明では全部ではなかつたんですが、ただ、今どういうふうにもうまくいつてい  
るのか、挫折しているのか、そういうところが状況が入ってきませぬので、週に1時間だけ教え  
ているというのは指導者から聞きましたが、そういうところをちょっと軽く説明してください。

教育委員会事務局長（清高泰広君） はい、小学校の部活動の社会体育へ移行は、来年の4月に本  
格的移行ということで、今準備を進めております。本年度につきましては、5月16日から小国  
小学校は各部活が始まっております。今、週3回やっていますが、この部活に来年以降指導者と  
なつてくださる方、くださろうとしている方をですね、一応今のところ4名ですが候補者が見つ  
かりましたものですから、6月から週に1回入つていただく形で6月からスタートしているところ  
でございませぬ。

9番（熊谷博行君） 当初は1名と聞いていましたが、4名、半分ぐらいは集まつたのかと思いま  
す。本当に来年の4月からは社会体育へ移行できるのか、心配といえば心配だし、学校の先生が  
やる気がある人がいればするのかなとも思いますし、最終的には移行するのが初めの決まりです  
ので、今のままで完全移行ができると思ひですか。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 県の教育委員会の方針としましても、31年度は社会体育移  
行ということですので、教育委員会側としてもそれに向けて準備を進めているところでございま  
す。御指摘のように一番は指導者の方です。現在のところ4名の確実な候補者が出ていますので、  
今その方をお願いしています。今後この1年間かけてあと数名指導者の方に入つていただく形に  
したいと思っています。今、今年度は週3回で予定しておりますが、社会体育移行になりましてか  
らは、基本的には週2回ということでごさいますので、何とか指導者を見つけ体制を整えていき  
たいなと思ひしております。

9番（熊谷博行君） すいませんがちょっともう一回、4名の指導者の一人一人指導者なんですか。それとも一つのスポーツにこの4名の中から二人いるとかそういうのですか。全部で何名指導者が来年までに必要なのちょっと教えてください。

教育委員会事務局長（清高泰広君） 今予定しています競技はバレーボール、それとバスケットボール、バドミントン、それともう一つは、夏場はソフトボール、冬はサッカーというですね、混合で、一応最低でも5種目4つの部活と考えております。現在決まっていますのが、バスケットが2人、バレーボールが1人、バドミントンが1人というところでございます。その方々それぞれ仕事をお持ちの方、あるいはもしかするとリタイアしてある程度時間の許す方、そこあたりが今後指導者によって一人一人条件が変わってきます。そういった意味では最低何名というのはなかなか言いづらいんですけども、各種目2人ぐらいいれば何とか任していけるんじゃないかと思っていますので、できるだけ多くの方に御協力いただく形で、指導者の方にも無理がいかないようなことは考えていきたいと思っています。

9番（熊谷博行君） 1スポーツ2人以上ぐらいのですね、指導者がいればできるのかと思います。バドミントン部はものすごい人数だったので一人では無理かなとも思いますが、ぜひ間違いなく平成31年からはスムーズにいきますように、どうか頑張ってくださいと思います。

それで本当の本当の最後なんですけど、この指導者たち、指導者講習会とかいろいろあるんですよね、本当は。私たち柔道指導者は昇段審査とか指導者講習会とか年に2回ぐらいあるんですけど、その中でいつも言われる言葉が一つあるんですけど、教育長でよろしいので、社会体育とは何ですか。

教育長（麻生廣文君） はい、社会体育は学校体育と対比した部分で考えますと、町で言いますと町民全部の体力向上、あるいは交流をもとに親睦を図っていくといったような部分が広く入ってくるかなと思っています。

9番（熊谷博行君） 社会体育の一番の始まりは講道館からですので、柔道関係者はよく社会体育というのを指導者講習会で聞くんですよ。教育長の答えは15点ぐらいだったと思いますが、そういうところをしっかりと踏まえてしていかないとなかなかわからないままざるざるいっても、まず簡単には31年から本当にスムーズにいけるかと不安ではございますが、スムーズにいけばこういう質問は一切出しませんので、どうか私たちもできるだけの協力はいたしますので、内輪だけで何でも決めるんじゃないでなくて、小国町にはかなりの指導者がいます。変わり者もいっぱいいますが、まずいい知恵はですね、申し訳ないですが教育委員会の方よりもいい知恵を持っている人は数多くいると思います。若い人から年配の方までいますので、特に年配の方はいい知恵を持っていますので、どしどし意見を聞いてよりよい部活動ができますようお願いして、今回の一般質問を終わります。

教育長（麻生廣文君） 大変ありがたいお言葉非常にうれしく思いました。今、嘉納治五郎が生ま

したけれども、緯武経文という言葉がございまして、縦糸に勉強、横糸に、反対でございまして。縦糸に勉強、それから横糸に武道といったような考えで進められております。私も非常に最近では文武両道とかいう言葉がございましてけれども、そうした思いで進めていく、これは学校体育、あるいは部活動においてということで長年やってきたところでございまして。非常にありがたいお言葉ということで、周りの人にもいろいろ相談をしながら進めていただきたいということでございまして、指導者それからよければ協力者といったような形で見守っていただけるような人も探したいなと思っておりますので、またそういった点につきましても、周りの方に御相談しながら進めていきたいと思っております。来年きちんとできますように今年1年精いっぱい頑張っていくつもりですのでよろしくお願いいたします。

9番（熊谷博行君） 教育長の椅子に座っておくだけじゃなくて、中学校の部活動もたまに見にいて、そういう外部指導者と話せる場がいっぱいありますので、大いに話してください。

これで終わります。

議長（渡邊誠次君） それでは、予定しておりました3人の一般質問が終わりました。

これで本日の一般質問を終わります。

議長（渡邊誠次君） 日程第2、「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

議会運営委員長及び総務文教福祉常任委員長並びに産業常任委員長並びに開発センター建替え検討特別委員長並びに議会活性化推進特別委員長並びにゆうステーション周辺整備特別委員長並びに広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」並びに「総務文教福祉常任委員会の所管事務調査について」及び「産業常任委員会の所管事務調査について」及び「開発センターの建替えに係る検討について」及び「議会活性化推進に係る検討について」及び「ゆうステーション周辺整備に係る検討について」及び「議会広報に関する件について」、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

本定例会の会議に付されました事件は全て議了いたしました。

したがって、小国町議会会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（渡邊誠次君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じ、これをもって平成30年第2回小国町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後1時31分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員（４番）

署名議員（８番）

# 会 議 の 顛 末

## 1. 会議録署名議員の指名

4番 高 村 祝 次 君

8番 松 崎 俊 一 君

## 1. 会期の決定

今期定例会の会期を 6月 8日から 6月12日までの5日間とする。

1.	承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 1 号：小国町税条例の一部を改正する条例について） 平成 30 年 6 月 8 日 承 認
1.	承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 2 号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） 平成 30 年 6 月 8 日 承 認
1.	議案第 27 号	小国町税条例等の一部を改正する条例について 平成 30 年 6 月 8 日 原案可決
1.	議案第 28 号	小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 6 月 8 日 原案可決
1.	議案第 29 号	災害による被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 6 月 8 日 原案可決
1.	議案第 30 号	平成 30 年度小国町一般会計補正予算（第 1 号）について 平成 30 年 6 月 8 日 原案可決
1.	議案第 31 号	平成 30 年度小国町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について 平成 30 年 6 月 8 日 原案可決
1.	議案第 32 号	平成 30 年度小国町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について 平成 30 年 6 月 8 日 原案可決
1.	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 平成 30 年 6 月 8 日 適 任
1.	発議第 1 号	阿蘇世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代に継承する」ための決議について 平成 30 年 6 月 8 日 原案可決
1.	発議第 2 号	小国町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について 平成 30 年 6 月 8 日 原案可決

## 《議案外》

平成 30 年 6 月 8 日

### 1. 報告第 2 号 専決処分事項の報告について

（公共工事請負契約金額の変更について（町道北河内線②災害復旧工事））

### 1. 報告第 3 号 平成 29 年度小国町一般会計予算繰越明許費の繰越計算書について

1. 報告第4号 平成29年度小国町一般会計予算事故繰越しの繰越計算書について
1. 議員派遣の件について

平成30年6月11日

1. 閉会中の継続審査の件
  - 議会運営委員会
  - 総務文教福祉常任委員会
  - 産業常任委員会
  - 開発センター建替え検討特別委員会
  - 議会活性化推進特別委員会
  - ゆうステーション周辺整備特別委員会
  - 広報特別委員会

に付託

《行政報告》

平成30年6月8日

1. 庁舎コミュニティ棟の愛称募集について
1. 職員採用試験について
1. 第7期小国町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画について
1. 第4期障がい者基本計画等について
1. 小国町男女共同参画社会づくり計画について

《一般質問》

(1日目)

1.	河川整備について	P 1～11
1.	町立学校へのエアコン設置について	P11～12
1.	ごみ収集について	P12～14
1.	雨水対策について	P15～17
1.	鍋ヶ滝の課題について	P17～20
1.	町制の成果について	P20～24
1.	光ファイバーネットワークサービスについて	P24～27
1.	商工観光業の将来像について	P27～27
1.	観光案内マップについて	P27～28
1.	小学校部活動について	P28～30

小国町議会会議録  
平成30年第2回定例会

平成30年6月発行

発行人 小国町議会議長 渡邊 誠 次

編集人 小国町議会議務局長 藤 木 一 也

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119